

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1317 580 1729 671">Ⅱ 工事一時中止に係る ガイドライン(案)</p> <p data-bbox="1442 1166 1621 1193">平成 29 年 7 月</p> <p data-bbox="1384 1240 1659 1273">兵庫県 県土整備部</p> <p data-bbox="1503 1358 1554 1375">38-39</p> <div data-bbox="1861 1129 1928 1190">38</div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1487 344 1861 363">兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</p> <hr data-bbox="1220 363 1861 367"/> <p data-bbox="1229 413 1310 432">(改定履歴)</p> <hr data-bbox="1220 1364 1861 1367"/> <p data-bbox="1514 1374 1570 1393">38-40</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">目次</p> <ul style="list-style-type: none"> 1 ガイドライン策定の背景..... 42 1-1 工事発注の基本的考え方..... 42 1-2 工事発注の現状..... 42 1-3 現状における課題..... 42 1-4 ガイドライン(案)の策定..... 42 2 工事の一時中止に係る基本フロー..... 43 3 発注者の中止指示義務..... 44 4 工事を中止すべき場合..... 45 5 一時中止の指示・通知..... 46 6 基本計画書の作成..... 47 7 請負代金額または工期の変更..... 48 8 増加費用の考え方..... 49 8-1 本工事施工中に一時中止した場合..... 49 8-2 契約後準備工着手前に一時中止した場合..... 51 8-3 準備工期間に一時中止した場合..... 52 9 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い..... 53 10 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い..... 54 10-1 増加費用に関する基本事項..... 54 10-2 工事一時中止の区分..... 55 10-3 請求の流れ及び適用範囲..... 56 10-4 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例..... 58 10-5 基本計画書の作成例..... 59 10-6 工事請負代金変更請求の作成例(1)..... 60 10-7 工事請負代金変更請求の作成例(2)..... 62 10-8 工事請負代金変更請求の作成例(3)..... 63 10-9 工事請負代金の構成(1)..... 64 11 増加費用の費目と内容..... 65 12 工事の一時中止に係る手続き様式..... 69 13 参考資料..... 75 13-1 兵庫県建設工事請負契約書(平成29年3月時点)..... 75 13-2 土木工事共通仕様書(平成29年3月時点)..... 78 <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 10px;"/>
	38-41

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p>1 ガイドライン策定の背景</p> <p>1-1 工事発注の基本的考え方</p> <p>工事の発注に際しては、地元設計協議、工用地の確保、占有事業者等協議、関係機関協議を整え、適正な工期を確保し、発注を行うことが基本となる。</p> <p>1-2 工事発注の現状</p> <p>円滑かつ効率的な事業執行を図るため、工事の発注時期の平準化に努めているところであるが、一部の工事で各種協議や工用地の確保が未完了な場合においてもやむを得ず条件明示を行い、発注を行っている。</p> <p>1-3 現状における課題</p> <p>各種協議や工用地の確保が未完了な状態で発注を行った工事や工事の施工途中で受注者の責に帰することができない事由により施工ができなくなった工事については、工事の一時中止の指示を行わなければならない。</p> <p>しかし、一部の工事において一時中止の指示を行っていない工事も見受けられ、受注者の現場管理費等の増加や配置技術者の専任への支障が生じているといった指摘があるところである。</p> <p>1-4 ガイドライン(案)の策定</p> <p>これらの課題を踏まえ、受発注者が工事一時中止について、適正な対応を行うためにガイドライン(案)を策定するものである。</p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 20px;"/>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: center; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</p> </div> <h3 style="text-align: center;">2 工事の一時中止に係る基本フロー</h3> <pre> graph TD subgraph Client [発注者] A[工事発注] --> B[工事施工不可要因の発見] C[工事の一時中止を検討] --> D[一時中止の指示・通知] E[基本計画書の確認・承認] --> F[工事再開通知] G[工期請負代金・工期変更の検討] --> H[工事完成] end subgraph Contractor [受注者] I[工事施工不可要因の発見] --> J[基本計画書の提出 ・一時中止に伴う増加費用*] K[工事請負代金・ 工期変更の請求] --> L[見積積算] M[発注者と受注者との協議] --> N[契約変更] end B -- "空必要に応じて工事一時中止「協議」" --> C C -- "【発注者の中止指示義務】 P3 【工事を中止すべき場合】 P4" --> D D -- "【基本計画書の作成】 P6" --> J J -- "「協議」" --> E E -- "【工事中止の指示・通知】 P5" --> D D -- "【様式 14-1】" --> E E -- "【様式 14-3】" --> F F -- "【様式 14-4】" --> G G -- "【増加費用の考え方】 P8 変更必要" --> K K -- "【請負代金額又は工期の変更】 P7 変更は不要" --> G K --> L L --> M M --> N N --> H </pre> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <h3 style="text-align: center;">3 発注者の中止指示義務</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 受注者の責に帰することができない事由により工事を施工できないと認められる場合には、発注者が工事の全部又は一部の中止を速やかに書面にて命じなければならない。</p> <p>2. 受注者は、工事施工不可要因を発見した場合、速やかに発注者と協議を行う。発注者は、必要があれば速やかに工事中止を指示する。</p> <p style="font-size: small;">【関係法令：契約書第20条】</p> <p style="font-size: small;">※以降の一時中止に係る事項については、全部又は一部中止と同様の考えとする。</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; align-items: center;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">受注者の帰責事由によらずに工事の施工ができないと認められる場合</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">発注者は、工事の中止を受注者に命じ、工期又は請負代金額等を適正に確保する必要がある</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">受注者は、工事を施工する意志があっても施工することができず、工事が中止状態となる</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">契約書第16条規定する発注者の工事用地等確保の義務、第18条に規定する施工条件の変化等における手続と関連する</p> </div> </div> <div style="display: flex; justify-content: center; align-items: center; margin-bottom: 5px;"> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">このような場合に発注者が工事を中止させなければ、中止に伴い必要とされる工期又は請負代金額の変更は行われず、負担を受注者が負うこととなる</p> </div> <div style="width: 45%; border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 5px;"> <p style="font-size: small;">このことから、発注者及び受注者の十分な理解のもとに適切に運営されることが望まれる</p> </div> </div> <p style="font-size: small; margin-top: 10px;">注) 工事の一時中止期間における、主任技術者及び監理技術者の取り扱いについては以下のとおり。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 工事を全面的に一時中止している期間は、専任を要しない期間である。 ・ 専任を要しない期間中、発注者の承諾があれば、発注者が同一の他の工事（元の工事の専任を要しない期間中に当該工事が完了するものに限る）の専任の監理技術者等として従事できる。 ・ 受注者の責によらない理由により工事中止又は工事内容の変更が発生し、大幅な工期延期[※]となった場合は、技術者の途中交代が認められる。 <p style="font-size: small; margin-top: 5px;">【監理技術者制度運用マニュアル：平成29年1月6日付け技企第1315号】</p> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※大幅な工期延期とは、契約書（受注者の解除権）第49条第1項第2号を準拠して、「延期期間が当初工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超える場合」を目安とする。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p style="text-align: right;"><small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small></p> <hr/> <p>4 工事を中止すべき場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 受注者の責に帰すことができない事由により工事を施工できないと認められる場合は、「①工事用地等の確保ができない等のため受注者が工事を施工できないと認められるとき」と「②暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象であって受注者の責に帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため受注者が工事を施工できないと認められるとき」の2つが規定されている。 <small>【関係法令：契約書第20条】</small></p> <p>2. 上記の2つの規定以外にも、発注者が必要があると認めるときは、工事の全部又は一部の施工を一時中止することができる。 <small>※一時中止を指示する場合は、「施工できないと認められる状態」にまで達していることが必要であり、「施工できないと認められる状態」は客観的に認められる場合を意味する。</small></p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around; margin-top: 20px;"> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p>①工事用地等の確保ができない等のため工事を施工できない場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○発注者の義務である工事用地等の確保が行われないため(契約書第16条) 施工できない場合</p> <p>○設計図書と実際の施工条件の相違又は設計図書の不備が発見されたため(契約書第18条) 施工を続けることが不可能な場合・・・等</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px; width: 45%;"> <p>②自然的又は人為的な事象のため工事を施工できない場合</p> <p style="text-align: center;">↓</p> <p>○「自然的又は人為的な事象」は、埋蔵文化財の発掘又は調査、反対運動等の妨害活動も含まれる。</p> <p>○「工事現場の状態の変動」は、地形等の物理的な変動だけでなく、妨害活動を行う者による工事現場の占拠や著しい威嚇行為も含まれる</p> </div> </div> <hr/> <p style="text-align: center;"><small>38-45</small></p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)		
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>5 一時中止の指示・通知</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>発注者は、工事を一時中止するにあたっては、中止対象となる工事の内容、工事区域、中止期間の見直し等の中止内容を受注者に通知しなければならない。 <small>【関係法令：契約書第20条】</small></p> <p>また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を指示することとする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">発注者の中止権</p> <p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 <small>※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断</small></p> <p>◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p> <p style="text-align: center;">受注者による中止事案の確認請求</p> <p>◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center;">工事の中止期間</p> <p>◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。</p> <p>◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。</p> <p>◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。</p> <p>◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p> </td> </tr> </table> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>38-46</small> </div>	<p style="text-align: center;">発注者の中止権</p> <p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 <small>※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断</small></p> <p>◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p> <p style="text-align: center;">受注者による中止事案の確認請求</p> <p>◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p>	<p style="text-align: center;">工事の中止期間</p> <p>◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。</p> <p>◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。</p> <p>◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。</p> <p>◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p>
<p style="text-align: center;">発注者の中止権</p> <p>◇発注者は、「必要があると認められる」ときは、任意に工事を中止することができる。 <small>※「必要があると認められる」か否か、中止すべき工事の範囲、中止期間については発注者の判断</small></p> <p>◇発注者が工事を中止させることができるのは工事の完成前に限られる。</p> <p style="text-align: center;">受注者による中止事案の確認請求</p> <p>◇受注者は、受注者の責に帰すことができない工事施工不可要因を発見した場合は、工事の中止について発注者と協議することができる。</p>	<p style="text-align: center;">工事の中止期間</p> <p>◇受注者は、中止期間が満了したときは、工事を再開することとなるが、通常、中止の通知時点では中止期間が確定的でないことが多い。</p> <p>◇このような場合、工事中止の原因となっている事案の解決にどのくらい時間を要するか実現可能な計画を立て、工事を再開できる時期を通知する必要がある。</p> <p>◇そして発注者は、施工一時中止している工事について施工可能と認めるときに工事の再開を指示しなければならない。</p> <p>◇このことから、中止期間は、一時中止を指示したときから一時中止の事象が終了し、受注者が工事現場に入り作業を開始できると認められる状態になったときまでとなる。</p>		

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)						
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>6 基本計画書の作成</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 工事を一時中止した場合において、受注者は中止期間中の工事現場の維持・管理に関する基本計画書を発注者に提出し協議のうえ、承諾を得るものとする。 <small>【土木工事共通仕様書第1編 1-1-13】</small></p> <p>※実際に施工着手する前の施工計画作成中及び測量等の準備期間中であっても、現場の維持・管理は必要であることから基本計画書を提出し、受発注者間で協議する。</p> <p>2. 基本計画書の作成にあたっては、再開に備えての方策や一時中止に伴い発生する増加費用等について、受発注者間で確認し、双方の認識に相違が生じないようにする。</p> <p>3. 一時中止期間の変更や工事内容の変更など基本計画書の内容に変更が生じる場合受注者は変更計画書を作成し、受発注者間で協議する。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 記載内容 </td> <td style="width: 50%; text-align: center; padding: 5px;"> 管理責任 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇基本計画書作成の目的 ◇一時中止時点における工事の出来形^{※1}、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き </td> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。 </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="text-align: center; padding: 5px;"> 発注者による確認 </td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;"> <ul style="list-style-type: none"> ◇現場の安全確保に関する内容が適正であるか。 ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。 ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。 </td> </tr> </table> <p>※1 必要に応じて、契約書第 31 条の検査を受ける。 ※2 指示時点で想定している中止期間における概算金額を記載する。</p>	記載内容	管理責任	<ul style="list-style-type: none"> ◇基本計画書作成の目的 ◇一時中止時点における工事の出来形^{※1}、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。 	発注者による確認	<ul style="list-style-type: none"> ◇現場の安全確保に関する内容が適正であるか。 ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。 ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。
記載内容	管理責任						
<ul style="list-style-type: none"> ◇基本計画書作成の目的 ◇一時中止時点における工事の出来形^{※1}、職員の体制、労働者数、搬入材料及び建設機械器具等の確認に関すること ◇中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること ◇工事現場の維持・管理に関する基本的事項 ◇工事再開に向けた方策 ◇工事一時中止に伴う増加費用^{※2}及び算定根拠 ◇基本計画書に変更が生じた場合の手続き 	<ul style="list-style-type: none"> ◇中止した工事現場の管理責任は、受注者に属するものとする。 ◇受注者は、基本計画書において管理責任に係る旨を明らかにする。 						
発注者による確認							
<ul style="list-style-type: none"> ◇現場の安全確保に関する内容が適正であるか。 ◇増加費用等が「客観的に必要であるか」と認められるか。 ◇増加費用及びその算定根拠が適正であるか。 							

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <h3 style="text-align: center;">7 請負代金額または工期の変更</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>工事を一時中止した場合において、「必要があると認められる」ときは、請負代金額又は工期が変更されなければならない。 <small>※「必要があると認められるとき」とは、客観的に認める場合を意味する。</small></p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◇一時中止がごく短期間である場合、一時中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負代金額及び工期の変更を行う。</p> <p>◇設計図書に制限を受ける期間や工種、影響範囲等を明示している(出水期を含む工期設定等)場合、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額及び工期は原則として変更の対象としない。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-around;"> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">請負代金額の変更</p> <p>◇発注者は、工事の施工を一時中止させた場合に請負代金額の変更では填補し得ない受注者の増加費用、損害を負担しなければならない。</p> <p>◇増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○工事用地等を確保しなかった場合 ○暴風雨の場合など契約の基礎条件の事情変更により生じたもの <p>◇損害の負担</p> <ul style="list-style-type: none"> ○発注者に過失がある場合に生じたもの ○事情変更により生じたもの <p style="font-size: small;">※増加費用と損害は区別しないものとする</p> </div> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 10px; width: 45%;"> <p style="text-align: center; margin-bottom: 5px;">工期の変更</p> <p>◇工期の変更期間は、原則、工事を中止した期間が妥当である。</p> <p>◇地震、災害等の場合は、取片付け期間や復興期間に長期を要する場合もある。</p> <p>◇このことから、取片付け期間や復興に要した期間を含めて工期延期することも可能である。</p> </div> </div>
	<hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="font-size: small;">38-48</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)				
<p style="color: red; font-weight: bold;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>8 増加費用の考え方</p> <p>8-1 本工事施工中に一時中止した場合</p> <p>(1)増加費用の範囲</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 増加費用等の適用は、発注者が工事の一時中止（部分中止により工期延期となった場合を含む）を指示し、それに伴う増加費用等について受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>2. 増加費用として積算する範囲は、工事現場の維持に要する費用、工事体制の縮小に要する費用、工事の再開準備に要する費用、中止により工期延期となる場合の費用とする。</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-bottom: 10px;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事現場の維持に要する費用</p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等</p> <p>◇一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事の再開準備に要する費用</p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p> </td> </tr> </table> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事体制の縮小に要する費用</p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p> </td> <td style="width: 50%; padding: 5px;"> <p style="text-align: center; font-weight: bold;">一時中止により工期延期となる場合の費用</p> <p>◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</p> </td> </tr> </table> <p style="text-align: right; font-size: small;">※本工事とは、工事目的物又は仮設に係る工事</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事現場の維持に要する費用</p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等</p> <p>◇一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事の再開準備に要する費用</p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事体制の縮小に要する費用</p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">一時中止により工期延期となる場合の費用</p> <p>◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</p>
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事現場の維持に要する費用</p> <p>◇中止期間中において工事現場を維持し又は工事の続行に備えて機械器具、労務者又は技術職員を保持するために必要とされる費用等</p> <p>◇一時中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事の再開準備に要する費用</p> <p>◇工事の再開予告後、工事を再開できる体制にするため、工事現場に再投入される機械器具、労務者、技術職員の転入に要する費用等</p>				
<p style="text-align: center; font-weight: bold;">工事体制の縮小に要する費用</p> <p>◇中止時点における工事体制から中止した工事現場の維持体制にまで体制を縮小するため、不要となった機械器具、労務者又は技術職員の配置転換に要する費用等</p>	<p style="text-align: center; font-weight: bold;">一時中止により工期延期となる場合の費用</p> <p>◇工期延期となることにより追加で生じる社員等給与、現場事務所費用、材料の保管費用、仮設諸機材の損料等に要する費用等</p>				

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>(2)中止に伴う増加費用の算定</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>◆増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</p> <p>◆増加費用の各構成費目は、原則として、中止期間中に要した費目の内容について積算する。再開以降の工事にかかる増加費用は、従来どおり設計変更で処理する。</p> <p>◆一時中止に伴い発注者が新たに受け取り対象とした材料、直接労務費及び直接経費に係る費用は、該当する工種に追加計上し、設計変更により処理する。</p> </div> <p>増加費用等の構成</p> <p>◇中止期間中の現場維持等に要する費用は、工事原価内の間接工事費の中で計上し、一般管理費等の対象とする。</p> <div style="margin: 10px 0;"> <pre> graph LR A[請負工事費] --> B[工事価格] A --> C[消費税等相当額] B --> D[工事原価] B --> E[※ 一般管理費等] D --> F[直接工事費] D --> G[間接工事費] F --> H[純工事費] F --> I[共通仮設費] G --> J[現場管理費] G --> K[中止期間中の現場維持等の費用] </pre> <p style="text-align: right; margin-top: 5px;">※一時中止に伴う本支店における増加費用を含む</p> </div> <p>(3)増加費用の積算</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>増加費用は、原則、工事目的物又は仮設に係る工事の施工着手を対象^{注1)}に算定することとし、算定方法は受注者から増加費用に係る見積^{注2)}を求め、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</p> <p>注1) 増加費用の算定(請負代金額の変更)は、施工着手を原則とし、施工着手前の増加費用に関する受発注者間のトラブルを回避するため、契約図書に適切な条件明示(用地確保の状況、関係機関との協議状況など、工事着手に関する条件)を行うとともに、施工計画打合せ時に、現場事務所の設置時期などを確認し、十分な調整を行うこと。</p> <p>注2) 見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要。なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書などその他第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。</p> </div>
	<p>38 - 50</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <p>8-2 契約後準備工着手前に一時中止した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 契約後準備工着手前とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未搬入の状態で測量等の準備工に着手するまでの期間をいう。</p> <p>2. 発注者は、上記の期間中に、準備工又は本工事の施工に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> <p style="font-size: x-small;">当初契約工期</p> <p style="font-size: x-small;">変更契約工期</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◇基本計画書の作成</p> <ul style="list-style-type: none"> ○契約書の工事用地の確保等第16条2項に「受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない」とある。 ○このことから、受注者は必要に応じて、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書を発注者に提出し、承諾を得る。 <p>◇増加費用</p> <ul style="list-style-type: none"> ○一時中止に伴う増加費用は計上しない。 </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;"> 兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案) </div> <p>8-3 準備工期間に一時中止した場合</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>1. 準備工期間とは、契約締結後で、現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事施工前の準備期間をいう。</p> <p>2. 発注者は、上記の期間中に、本工事に着手することが不可能と判断した場合は、工事の一時中止を受注者に通知する。</p> </div> <div style="text-align: center; margin: 10px 0;"> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◇基本計画書の作成</p> <p>○受注者は、「工事現場の維持・管理に関する基本的事項」を記載した基本計画書に必要に応じて概算費用を記載[※]した上で、その内容について発注者と協議し同意を得る。</p> <p style="font-size: x-small;">※概算費用は、請求する場合のみ記載する。</p> <p style="font-size: x-small;">※概算費用は、参考値であり契約時点の費用を拘束するものではない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>◇増加費用</p> <p>○増加費用の適用は、受注者から請求があった場合に適用する。</p> <p>○増加費用は、安全費（工事看板の損料）、営繕費（現場事務所の維持費、土地の借地料）及び現場管理費（監理技術者もしくは主任技術者、現場代理人等の現場従業員手当）等が想定される。</p> <p>○増加費用の算定は、受注者が「基本計画書」に基づき実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の「明細書」に基づき、費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>9 増加費用の設計書及び事務処理上の取扱い</p> <p>(1)設計書における取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 増加費用は、一時中止した工事の設計書の中に「一時中止期間中の現場維持等の費用」として原契約の請負工事費とは別計上する。</p> <p>2. ただし、設計書上では、原契約に係る請負工事費と増加費用の合算額を請負工事費、及び変更契約額とみなす。</p> </div> <p>(2)事務処理上の取扱い</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1. 増加費用は、受注者の請求があった場合に負担する。</p> <p>2. 増加費用の積算は、受注者の請求があった場合は速やかに受発注者が協議を行う。</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)						
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;"> <u>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</u> </div> <p>10 工事の一時中止に伴う増加費用の取扱い</p> <p>10-1 増加費用に関する基本事項</p> <p style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;">増加費用に関する基本事項</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tbody> <tr> <td style="width: 30%; padding: 5px;">対象工事 (S57.3.29 建設省通達)</td> <td style="padding: 5px;">発注者が、契約書20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により一時中止した工事 ○施工途中にある工事の<u>主要部分を長期にわたって</u> (指示した期間)一時中止した工事 ○<u>著しい</u>増加費用が生じた工事</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p8)</td> <td style="padding: 5px;">○工事現場の<u>維持</u>に要する費用 ○工事体制の<u>縮小</u>に要する費用 ○工事の<u>再開準備</u>に要する費用</td> </tr> <tr> <td style="padding: 5px;">増加費用の算定 (ガイドライン p9)</td> <td style="padding: 5px;">○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、<u>費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</u> ○各構成費目は、原則として一時中止期間中に要した費用の内容について積算する。 <small>※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。</small></td> </tr> </tbody> </table> <p style="font-size: x-small; margin-top: 5px;">※工期延期により工期が出水期にかかってしまった場合：出水期間における現場維持等に必要な費用（仮設費用、運搬費用、現場巡視等）は設計変更により計上する。</p>	対象工事 (S57.3.29 建設省通達)	発注者が、契約書20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により一時中止した工事 ○施工途中にある工事の <u>主要部分を長期にわたって</u> (指示した期間)一時中止した工事 ○ <u>著しい</u> 増加費用が生じた工事	増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p8)	○工事現場の <u>維持</u> に要する費用 ○工事体制の <u>縮小</u> に要する費用 ○工事の <u>再開準備</u> に要する費用	増加費用の算定 (ガイドライン p9)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、 <u>費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</u> ○各構成費目は、原則として一時中止期間中に要した費用の内容について積算する。 <small>※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。</small>
対象工事 (S57.3.29 建設省通達)	発注者が、契約書20条の3項の負担額を負担する工事は下記条件を満たす工事とする。 ○予測し難い理由により一時中止した工事 ○施工途中にある工事の <u>主要部分を長期にわたって</u> (指示した期間)一時中止した工事 ○ <u>著しい</u> 増加費用が生じた工事						
増加費用として積算する範囲 (ガイドライン p8)	○工事現場の <u>維持</u> に要する費用 ○工事体制の <u>縮小</u> に要する費用 ○工事の <u>再開準備</u> に要する費用						
増加費用の算定 (ガイドライン p9)	○増加費用の算定は、受注者が基本計画書に従って実施した結果、必要とされた工事現場の維持等の費用の明細書に基づき、 <u>費用の必要性・数量など発注者が精査し、妥当性を判断して行う。</u> ○各構成費目は、原則として一時中止期間中に要した費用の内容について積算する。 <small>※再開以降の工事にかかる増加費用は従来どおり設計変更で処理する。</small>						

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																		
(追加)	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <p>10-2 工事一時中止の区分</p> <p>「一時中止」と「一部一時中止」</p> <p>契約書（第 20 条）では、工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨等、自然的又は人為的な事象であって、乙の責に帰すことができないものにより、乙が工事を施工できないと認められるときは、甲は、工事の中止内容を直ちに乙に通知することとされている。</p> <p>工事の一時中止には、①工事の全部を中止する場合（一時中止）、②工事の一部を中止する場合（一部一時中止）がある。</p> <div style="border: 1px solid black; border-radius: 10px; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>■一部一時中止の場合の増加費用について 中止がごく短期間である場合、中止が部分的で全体工事の施工に影響がない等例外的な場合を除き、請負金額及び工期の変更を行う。（主たる工種は工事費構成比率が最大の工種のみを指すものではない）</p> </div> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th></th> <th style="text-align: center;">一時中止 (工事全体の中止)</th> <th style="text-align: center;">一部一時中止 (主たる工種の中止)</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>中止の範囲</td> <td>工事範囲全体</td> <td>工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)</td> </tr> <tr> <td>技術者の専任</td> <td>工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。</td> <td>工事施工期間は専任が必要</td> </tr> <tr> <td>契約解除できる時期 (契約書第 49 条)</td> <td>中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるとときは 6 ヶ月)</td> <td>中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。</td> </tr> <tr> <td>工期変更</td> <td>原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる</td> <td>一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する</td> </tr> <tr> <td>増加費用の算定方法</td> <td colspan="2">積上げ積算による</td> </tr> </tbody> </table>		一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)	中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)	技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要	契約解除できる時期 (契約書第 49 条)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるとときは 6 ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。	工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する	増加費用の算定方法	積上げ積算による	
	一時中止 (工事全体の中止)	一部一時中止 (主たる工種の中止)																	
中止の範囲	工事範囲全体	工事範囲において工事が施工できない部分 (中止の通知の際に図面に中止箇所を図示)																	
技術者の専任	工事を全面的に一時中止している期間は専任を要しない。	工事施工期間は専任が必要																	
契約解除できる時期 (契約書第 49 条)	中止期間が工期の 10 分の 5 を超えるとき。 (工期の 10 分の 5 が 6 ヶ月を超えるとときは 6 ヶ月)	中止部分を除いた他の部分の工事が完了した後 3 月を経過しても、なおその中止が解除されないとき。																	
工期変更	原則として、中止期間分を工期延期することが考えられる	一部一時中止に伴う影響期間について工期延期する																	
増加費用の算定方法	積上げ積算による																		

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																				
<p style="color: red; font-weight: bold;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <p>10-3 請求の流れ及び適用範囲 (1) 工事一時中止の増加費用について ☆は留意事項</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 工事一時中止の通知・指示 (発注者→受注者) </div> <p style="font-size: x-small;">発注者は、一時中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し等の中止内容を通知する。また、工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本的事項を指示する。 ☆「一時中止の時期」の確認 ☆一時中止期間の見通しの確認 一特に常駐させる技術者等の取扱いに留意</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 基本計画書の提出・承諾 (受注者→発注者) </div> <p style="font-size: x-small;">☆実施内容を明記 (→積算に反映される) ☆管理責任の所在を明記</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 基本計画書に基づく工事現場の維持・管理 (受注者が実施) </div> <p style="font-size: x-small;">☆実施内容の証明 (増加費用の明細書、作業報告等)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 工事再開の通知 (発注者→受注者) </div> <p style="font-size: x-small;">☆中止期間の確定 (一部一時中止の場合は、一部一時中止に伴う工期延滞日数) ☆増加費用の協議</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; margin-bottom: 5px;"> 工事請負代金・工期変更の請求 (受注者→発注者) </div> <p style="font-size: x-small;">☆増加費用の適用は受注者からの請求があった場合に適用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <thead> <tr> <th style="width: 10%;">中止の時期</th> <th style="width: 20%;">契約後準備工着手前</th> <th style="width: 20%;">準備工期間</th> <th style="width: 20%;">本工事施工中</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td></td> <td>契約締結後、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間</td> <td>現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間</td> <td></td> </tr> <tr> <td></td> <td style="text-align: center;">増加費用は計上しない</td> <td style="text-align: center;">積上げ積算</td> <td style="text-align: center;">積上げ積算</td> </tr> <tr> <td style="vertical-align: top;">増加費用積算方法</td> <td>※一時(全部)中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生</td> <td>※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板撤去料 ○管理費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される</td> <td>※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議</td> </tr> <tr> <td></td> <td></td> <td colspan="2">※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、発注者が精査し、妥当性を判断した上で、官積算をするものとする。 ※、設計図書に制限を受ける期間や工程、影響範囲等を明示している場合(出水期を含む工期設定等)、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額は原則として変更の対象としない。</td> </tr> </tbody> </table>	中止の時期	契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中		契約締結後、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間			増加費用は計上しない	積上げ積算	積上げ積算	増加費用積算方法	※一時(全部)中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板撤去料 ○管理費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される	※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議			※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、発注者が精査し、妥当性を判断した上で、官積算をするものとする。 ※、設計図書に制限を受ける期間や工程、影響範囲等を明示している場合(出水期を含む工期設定等)、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額は原則として変更の対象としない。	
中止の時期	契約後準備工着手前	準備工期間	本工事施工中																		
	契約締結後、現場事務所・工事看板が未設置、材料等が未手配の状態 で測量等の準備工に着手するまでの期間	現場事務所・工事看板を設置し、測量等の本工事前の準備期間																			
	増加費用は計上しない	積上げ積算	積上げ積算																		
増加費用積算方法	※一時(全部)中止の場合は技術者の専任の解除 ※中止期間が工期の1/2(6ヶ月)を超えた場合等は契約の解除権が発生	※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議 【積算例】 ○安全費 ・工事看板撤去料 ○管理費 ・現場事務所の維持費 ・土地の借地料 ○現場管理費 ・現場従業員手当等が想定される	※次頁項目について費用の明細書に基づき受発注者協議																		
		※増加費用の算定は、受注者が作成する「基本計画書」に従って実施した結果、実際に要した工事現場の維持費用の「明細書」に基づき、発注者が精査し、妥当性を判断した上で、官積算をするものとする。 ※、設計図書に制限を受ける期間や工程、影響範囲等を明示している場合(出水期を含む工期設定等)、工事契約後に当初の条件の変更が生じない限り、請負代金額は原則として変更の対象としない。																			

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																				
<p>(追加)</p>	<p style="text-align: right; font-size: small;">兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</p> <p>(2)増加費用の範囲</p> <p>①現場維持に要する費用</p> <p style="margin-left: 20px;">イ. 工事現場の維持に要する費用</p> <p style="margin-left: 20px;">ロ. 工事体制の縮小に要する費用</p> <p style="margin-left: 20px;">ハ. 工事の再開・準備に要する費用</p> <p>②本支店における増加費用・・・・・・・・・・一般管理費として率計上される</p> <p>(3)中止期間中の現場維持等に要する費用</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; font-size: x-small;"> <tr> <td style="width: 10%;">イ 材料費</td> <td>① 材料の保管費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 直接工事費に計上された材料の損料等</td> </tr> <tr> <td>ロ 労務費</td> <td>① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 他職種に転用した場合の労務費差額</td> </tr> <tr> <td>ハ 水道光熱電力等料金</td> <td>現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用</td> </tr> <tr> <td>ニ 機械経費</td> <td>工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用</td> </tr> <tr> <td>ホ 運搬費</td> <td>① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 大型機械等の現場内運搬</td> </tr> <tr> <td>ヘ 準備費</td> <td>通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する</td> </tr> <tr> <td>ト 仮設費</td> <td>① 仮設諸機材の損料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</td> </tr> <tr> <td>チ 事業損失防止施設費</td> <td>仮設費に準じて積算した費用</td> </tr> <tr> <td>リ 安全費</td> <td>① 既存の安全設備に係る費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 新たな工事現場の維持等に要する安全費</td> </tr> <tr> <td>ヌ 役務費</td> <td>① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 電力・水道等の基本料</td> </tr> <tr> <td>ル 技術管理費</td> <td>原則として増加費用は計上しない。</td> </tr> <tr> <td>ヲ 営繕費</td> <td>現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等</td> </tr> <tr> <td>ワ 労務者輸送費</td> <td>元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</td> </tr> <tr> <td>カ 社員等従業員給料手当</td> <td>中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用</td> </tr> <tr> <td>ヨ 労務管理費</td> <td>① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用</td> </tr> <tr> <td></td> <td>② 解雇・休業手当を払う場合の費用</td> </tr> <tr> <td>タ 地代</td> <td>現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</td> </tr> <tr> <td>レ 福利厚生費等</td> <td>現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</td> </tr> </table>	イ 材料費	① 材料の保管費用		② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費		③ 直接工事費に計上された材料の損料等	ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。		② 他職種に転用した場合の労務費差額	ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用	ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用		② 大型機械等の現場内運搬	ヘ 準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する	ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料		② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用		③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用	チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用	リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用		② 新たな工事現場の維持等に要する安全費	ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料		② 電力・水道等の基本料	ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。	ヲ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等	ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用	カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用		② 解雇・休業手当を払う場合の費用	タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用	レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用
イ 材料費	① 材料の保管費用																																																				
	② 他の工事現場へ転用する材料の運搬費																																																				
	③ 直接工事費に計上された材料の損料等																																																				
ロ 労務費	① 工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、トンネル、潜函等を除き、原則として計上しない。																																																				
	② 他職種に転用した場合の労務費差額																																																				
ハ 水道光熱電力等料金	現場に設置済の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用																																																				
ニ 機械経費	工事現場に存置する機械の存置費用、運転費用																																																				
ホ 運搬費	① 工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用																																																				
	② 大型機械等の現場内運搬																																																				
ヘ 準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する																																																				
ト 仮設費	① 仮設諸機材の損料																																																				
	② 新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用																																																				
	③ 工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用																																																				
チ 事業損失防止施設費	仮設費に準じて積算した費用																																																				
リ 安全費	① 既存の安全設備に係る費用																																																				
	② 新たな工事現場の維持等に要する安全費																																																				
ヌ 役務費	① プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料																																																				
	② 電力・水道等の基本料																																																				
ル 技術管理費	原則として増加費用は計上しない。																																																				
ヲ 営繕費	現場に設置済の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額 等																																																				
ワ 労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用																																																				
カ 社員等従業員給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用																																																				
ヨ 労務管理費	① 他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用																																																				
	② 解雇・休業手当を払う場合の費用																																																				
タ 地代	現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用																																																				
レ 福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用																																																				
	38																																																				
	38-57																																																				

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <p>10-4 工事一時中止に伴う増加費用等の積み上げ例</p> <p>工 事 名 : ○○○電線共同溝工事 当 初 工 期 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 (○○○日間) 当初契約金額 : ￥○○○,○○○,○○○ 一時中止内容 : 現地調査の結果、特殊部・管路の施工不能箇所の調整及び支障物件移設等に占用企業との調整に時間を要するため工事を一時中止する 一時中止期間 : 平成○○年○○月○○日～平成○○年○○月○○日 (○○○日間)</p> <div style="margin-top: 20px;"> <div style="display: flex; justify-content: space-around; border-bottom: 1px dashed gray; padding-bottom: 5px;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px 5px;">受注者</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 2px 5px;">発注者</div> </div> <div style="margin-top: 10px;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">一時中止の対象となる工事内容、工事区域、中止期間の見通し及び工事現場を適正に維持管理するために、最善限必要な管理体制等の基本的事項を指示する</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0; text-align: right;">【発注者の中止指示義務】 【工事中止すべき場合】</p> <p style="font-size: x-small; margin: 0; text-align: right;">中止の必要あり</p> </div> <div style="display: flex; justify-content: space-between; margin-top: 10px;"> <div style="width: 45%;"> <p style="font-size: x-small; margin: 0;">【基本計画書の作成】</p> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基本計画書の提出 <small>【様式 14-2】</small></div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事請負代金・工期変更の請求 <small>【様式 14-5】</small></div> </div> <div style="width: 45%;"> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">一時中止の指示・通知 <small>【様式 14-1】</small></div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">基本計画書の確認・承認 <small>【様式 14-3】</small></div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事再開通知 <small>【様式 14-4】</small></div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">工事請負代金・工期変更の検討</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px; margin-bottom: 5px;">請負代金・工期の変更</div> <div style="border: 1px solid gray; padding: 5px;">基本計画書に基づく実費精算</div> </div> </div> <div style="margin-top: 10px; font-size: x-small;"> <p style="margin: 0;">【増加費用の考え方】</p> <p style="margin: 0;">【請負代金額又は工期の変更】</p> </div> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

(追加)

県 新請負必携 (H29)

兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)

10-5 基本計画書の作成例

○○○電線共同溝工事

基本計画書

平成○○年○○月○○日

○○○株式会社 ○○○支店

目次

1. 中止時点における内容 1
 - (1) 中止する工事の出来形 1
 - (2) 社員の体制 2
 - (3) 労働者数 3
 - (4) 搬入済みの材料 4
 - (5) 搬入済みの建設機械器具等 5
2. 中止に伴う工事現場の体制の縮小と再開に関すること 6
3. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること 8
 - (1) 社員の体制、労働者数(必要な場合のみ) 8
 - (2) 現場点検の実施方法 9
 - (3) 天災等緊急時の対応、連絡体制 10
 - (4) 中止期間中の実施作業 11
 - (5) 中止期間中に現場に残置が必要な建設機械器具・施設 12
 - (6) 中止期間中に運転が必要な建設機械器具・施設 13
4. 中止した工事現場の管理責任に関すること 14
5. 工事一時中止に伴う追加費用 事前協議チェックリスト 15

3. 中止期間中の工事現場の維持・管理に関すること

(1) 社員の体制、労働者数(必要な場合のみ)

中止期間中の体制は以下のとおりです。

現場作業が無い、又は非常時の場合は、最年等の課長はできない。

施設担当者 責任

監視担当者 責任

施工担当者 代理人及び監視担当者が必要でない場合は、発生した場合、○○事務所○○課と協議のうえ、社員を雇います。

また、別冊現場維持者・安全衛生管理組織に設置した担当者は、担当を解除せず、業務が発生した際、役割を果たすこととする。

(2) 現場点検の実施方法

作業及び歩行者が通行し難いよう、1日1回以上の現場点検を実施する。不具合発生時は、○○事務所に報告するとともに、緊急処置のできる体制を整えておく。

(3) 天災等緊急時の対応、連絡体制

常時4以上の組織発令員が台帳や携帯等による警備体制時には、現場点検を実施するとともに、別冊による緊急時の体制を従る。災害に対する対応・発令目的のための処置をとるものとする。

(4) 中止期間中の実施作業

中止解除(現場着工)時に円滑に工事が実施できるように、下記業務を実施する。

- ・現場調査
工事区域内の現状について、調査及び地下埋設物等の調査を行い、変更の必要が生じた場合は、監督職員と協議する。
- ・試験の立会
企業者の試験に対し、すべて立会い(建設費の承認を行う)。
- ・施工計画書の作成
現場着工に向けた施工計画書の作成を行い、監督職員の承認を得る。
- ・道路調整会議の出席
- ・道路工事等協議書の作成
現場着工に向けた道路工事等協議書を作成する。

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

(追加)

県 新請負必携 (H29)

兵庫県国土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)

10-6 工事請負代金変更請求の作成例(1)

工事一時中止に伴う増加費用等の見積		工事一時中止に伴う増加費用等の見積																																																						
<p>工事名 ○○○○電線引回線工事 工事場所 〇〇〇〇市〇〇〇〇 〇〇〇〇〇〇〇〇〇〇 当初工事 〇) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 一時中止期間 〇) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 〇) 平成〇〇年〇〇月〇〇日 (7月6日開) (12月9日開)</p> <p>当初契約金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇 概算増額金額 ¥〇〇〇,〇〇〇,〇〇〇</p> <p>増額金額 ¥ 3,456,784 概算増額金額 ¥ 3,456,785</p> <p style="text-align: right;">○○○株式会社 ○○支店</p>	<table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>品名</th> <th>数量</th> <th>単価</th> <th>金額</th> <th>備考</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>一時中止に伴う増加費用</td> <td>1</td> <td></td> <td>3,456,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>① 労務等費</td> <td></td> <td></td> <td>3,456,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 従属材料等代</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>3,456,785</td> <td></td> </tr> <tr> <td>税額控除</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td>2,176,275</td> </tr> <tr> <td>労務等費</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td>2,176,275</td> </tr> <tr> <td>→ 福利厚生費</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>30,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 業務用図書</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 福利厚生費</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>→ 労務等費</td> <td>式</td> <td>1</td> <td>100,000</td> <td></td> </tr> <tr> <td>合計</td> <td></td> <td></td> <td style="border: 2px solid red;">3,456,785</td> <td></td> </tr> </tbody> </table>	品名	数量	単価	金額	備考	一時中止に伴う増加費用	1		3,456,785		① 労務等費			3,456,785		→ 従属材料等代	式	1	3,456,785		税額控除	式	1	100,000	2,176,275	労務等費	式	1	100,000	2,176,275	→ 福利厚生費	式	1	30,000		→ 業務用図書	式	1	100,000		→ 福利厚生費	式	1	100,000		→ 労務等費	式	1	100,000		合計			3,456,785	
品名	数量	単価	金額	備考																																																				
一時中止に伴う増加費用	1		3,456,785																																																					
① 労務等費			3,456,785																																																					
→ 従属材料等代	式	1	3,456,785																																																					
税額控除	式	1	100,000	2,176,275																																																				
労務等費	式	1	100,000	2,176,275																																																				
→ 福利厚生費	式	1	30,000																																																					
→ 業務用図書	式	1	100,000																																																					
→ 福利厚生費	式	1	100,000																																																					
→ 労務等費	式	1	100,000																																																					
合計			3,456,785																																																					

※見積に対する妥当性の確認ができる証明書類の提出が必要
 なお、証明書類とは契約書、請求書、領収書など他の第三者が証明する書類をいい、原則見積は証明書類として取り扱わない。

例えば)

- (1) 現場代理人等の給料について
 - ① 当該現場での作業内容
 - ② 給与等の内訳書
 - ③ 給与明細等の資料
- (2) 福利厚生費、通信交通費、営繕費について
 - ① 経費別支払調書
 - ② 事務用品の証明書類の提出
 - ③ 経費支払い集計調書



提出書類を発注者が精査した上、妥当性の確認ができた項目を積み上げる(例では、全て確認できた場合、1,000円未満を切り捨てた3,456,000円を増加費用として計上)

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p><u>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</u></p> <p>38</p> <p><u>38-61</u></p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

(追加)

県 新請負必携 (H29)

兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)

10-7 工事請負代金変更請求の作成例 (2)

◎増加費用の見積根拠例

現場代理人等給料について【資料1】

①当該現場での作業内容

中止期間中報告書 ○月 総括表

月	日	曜日	作業の内容
○年	1	金	工事の一次中止指示
○年	2	土	
○年	3	日	
○年	4	月	現地調査(現地測量)
○年	5	火	現地調査(現地測量)
○年	6	水	現地調査(現地測量)
○年	7	木	現地調査(現地測量)
○年	8	金	現地調査(現地測量)
○年	9	土	
○年	10	日	
○年	11	月	現地調査(現地測量)
○年	12	火	現地調査(現地測量)
○年	13	水	現地調査(支障物等の確認)
○年	14	木	現地調査(支障物等の確認)
○年	15	金	現地調査(支障物等の確認)
○年	16	土	
○年	17	日	
○年	18	月	現地調査(支障物等の確認)
○年	19	火	現地調査(支障物等の確認)
○年	20	水	現地調査(支障物等の確認)
○年	21	木	現地調査(仮設の立寄)
○年	22	金	現地調査(仮設の立寄)
○年	23	土	
○年	24	日	
○年	25	月	特殊部位の確認(現地調査)
○年	26	火	特殊部位の確認(現地調査)
○年	27	水	道路調査会議(占用企業者)
○年	28	木	現地調査(仮設の立寄)
○年	29	金	特殊部位の確認(現地調査)
○年	30	土	
○年	31	日	

○○○欄 ○○支店

②給与等の内訳書

※工事中止に伴い、監理技術者の専任を解除、工事再開の約1ヶ月前から専任を再開。(別途変更基本計画書を提出)

月別給与支給明細書

【現場代理人 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月	369,900	110,147	102,825	582,872
○月	369,900	0	102,825	472,725
○月	369,900	23,725	102,825	496,450
○月	369,900	5,932	102,825	478,657
○月(9日分)	109,103	753	38,717	148,573
合計	1,688,703	140,557	450,017	2,179,277
対象期間平均	369,466	32,688	104,655	506,809

現場着手の目処が立ったことから、○月に変更基本計画書を提出し、監理技術者を専任に変更した

【監理技術者 ○○ ○○】

	給与	超勤手当	賞与配賦金	給与手当小計
○月				
○月				
○月				
○月	523,600	0	180,937	704,537
○月(9日分)	158,139	0	52,530	210,669
合計	681,739	0	233,467	915,206
対象期間平均	524,415	0	179,590	704,005

③給料明細等の資料 (各月の給与明細書、前年の源泉徴収票等)

平成 年分 給与所得の源泉徴収票

氏名	〒	〒
生年月日	〒	〒
職業	〒	〒
種別	支払金額	所得控除後の金額
給与・賞与	所得控除	源泉徴収額
給与	所得控除	源泉徴収額
賞与	所得控除	源泉徴収額
支払(源泉)	支払所在地	支払者

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

(追加)

県 新請負必携 (H29)

兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)

10-8 工事請負代金変更請求の作成例 (3)

◎増加費用の見積根拠例

福利厚生費、通信交通費、営繕費について【資料2】

①経費別支払調書(平成〇〇年〇月分)

項目	細別	支払先	税抜き金額	
			金額	備考
事務用品費	コピー代	〇〇〇〇株	37,000	
通信交通費	連絡車	株〇〇〇	26,300	
現場事務所	レンタルハウス	〇〇〇〇株	38,000	
合計			101,300	

②事務用品費の証明書類の提出

③経費支払い 集計調書

	福利厚生費	事務用品費	通信交通費	現場事務所
〇月	7,850		26,300	38,000
〇月			26,300	38,000
〇月	27,648		26,300	38,000
〇月		37,000	26,300	38,000
〇月(9日分)		13,935	7,635	11,032
合計	35,498	50,935	112,835	163,032

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; font-size: small; margin-bottom: 10px;">兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <p>10-9 工事請負代金の構成 (1)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>増加費用等の構成</p> <ul style="list-style-type: none"> ◇中止期間中の現場維持等に要する費用は工事原価に含めて計上し、一般管理費等の対象とする。 ◇積み上げ計上費用には、請負比率は考慮しないものとする。 ◇増加費用等についての変更契約は、工事再開後に行う。 </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>【増額費用の計算例】</p> <p style="color: red;">赤字は増額金額</p> </div> <pre> graph TD Root[請負工事費 35,661,600] -- "+4,147,200" --> W1[工事価格 33,020,000] Root -- "+307,200" --> W2[消費税等相当額 2,641,600] W1 -- "+3,840,000" --> W3[工事原価 29,398,802] W1 -- "+384,000" --> W4[一般管理費等 3,621,198] W3 -- "+3,456,000" --> W5[直接工事費 19,590,000] W3 -- "+3,456,000" --> W6[間接工事費 9,808,802] W5 -- "2,464,125" --> W7[共通仮設費] W5 -- "7,344,677" --> W8[現場管理費] W7 -- "22,054,125" --> W9[純工事費] W8 -- "+3,456,000" --> W10[中止期間中の現場維持等の費用] </pre>
	<hr style="width: 80%; margin: 0 auto;"/> <p style="font-size: x-small;">38-64</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>11 増加費用の費目と内容</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>増加費用の費目に係る積算の内容は次のとおりとする。</p> <p>(1) 現場における増加費用</p> <p>イ 材料費</p> <p>①材料の保管費用 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が倉庫等（受注者が工事現場に設置したものを除く。）へ保管する必要があると認めた場合の倉庫保管料及び出入庫手数料</p> <p>②他の工事現場へ転用する材料の運搬費 工事を中止したために、元設計の直接工事費に計上されている現場搬入済の材料を、発注者が他の工事現場等に転用する必要があると認めた場合の当該材料の運搬費</p> <p>③直接工事費に計上された材料の損料等 元設計において期間要素を考慮して計上されている材料等の中止期間に係る損料額及び補修費用</p> <p>ロ 労務費</p> <p>①工事現場の維持等に必要な労務費 中止後の労務費は、原則として計上しない。 ただし、トンネル、潜函等の特殊な工事において必要な作業員を確保しておくべき特別の事情があるため、受発注者協議により工事現場に労務者を常駐させた場合にはその費用</p> <p>②他職種に転用した場合の労務費差額 工事現場の保安等のために、受発注者協議により工事現場に常駐させた、トンネル・潜函工などの特殊技能労働者が職種外の普通作業等に従事した場合における本来の職種と、従事した職種の発注者の設計上の単価差額の費用</p> <p>ハ 水道光熱電力等料金 工事現場に設置済の施設を工事現場の維持のため、発注者が指示し、あるいは受発注者協議により中止期間中稼動（維持）させるために要する水道光熱電力等に要する費用</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px; font-size: small;">兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>二 機械経費</p> <p>①工事現場に存置する機械の費用 現場搬入済の機械のうち元設計に個別計上されている機械と同等と認められるものに関する次の費用</p> <p style="margin-left: 20px;">a 工事現場の維持のため存置することが必要であること、又は搬出費及び再搬入費（組立て、解体費を含む。）が存置する費用を上回ること等により、発注者が工事現場に存置することを認めた機械等の現場存置費用（組立て・解体費、管理費を含む。）</p> <p style="margin-left: 20px;">b 発注者が工事現場の維持等のため必要があると認めて指示した機械の運転費用</p> <p>ホ 運搬費</p> <p>①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用 中止時点で現場搬入済の機械器具類及び仮設材等のうち発注者が元設計に計上されたものと同等と認めたものを一定の範囲の工事現場外に搬出し又は一定の範囲から工事現場に再搬入する費用</p> <p>②大型機械類等の現場内運搬 元設計に計上した機械類、資材等のうち、工事が中止されたために、新たに工事現場内を移動させることを発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた大型の機械、材料、仮設物等の運搬費用</p> <p>へ 準備費 別費目で積算している現場常駐の従業員又は労務者をもって充てる通常の準備作業を超える工事現場の跡かたづけ、再開準備のために諸準備・測量等で、発注者が指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めたものに係る準備費用</p> <p>ト 仮設費</p> <p>①仮設諸機材の損料 現場搬入済の仮設材料、設備等のうち、元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる仮設諸機材の中止期間に係る損料及び維持補修の増加費用</p> <p>②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用 元設計には計上されていないが、中止に伴う工事現場の維持等の必要上、発注者が新たに指示しあるいは受発注者の協議により発注者が必要と認めた仮設等に要する費用（補助労力を含む。）</p> <p>③工期延期となることにより追加で生じる仮設諸機材の損料等に要する費用</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px; font-size: small;">兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>チ 事業損失防止施設費 仮設費に準じて積算した費用</p> <p>リ 安全費</p> <p>①既存の安全設備に係る費用 中止以前に工事現場に設置済の安全設備等のうち、原則として元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる、安全設備等の中止期間に係る損料及び維持補修の費用</p> <p>②新たな工事現場の維持等に要する安全費 元設計には計上されていないが、中止に伴い、工事現場の安全を確保するため、発注者が新たに指示しあるいは受発注者協議により発注者が必要と認めた安全管理に要する費用（保安要員費を含む。）</p> <p>ヌ 役務費</p> <p>①プラント敷地、材料置場等の敷地の借上げ料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるプラント敷地及び材料置場等の敷地の中止期間に係る借上げ、解約などに要した増加費用</p> <p>②電力水道等の基本料 元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められる電力・用水設備等に係る中止期間中の基本料</p> <p>ル 技術管理費 原則として増加費用は計上しないものとする。 ただし、現場搬入済の調査・試験用の機器、技術者等で元設計において期間要素を考慮して計上されているものと同等と認められるものがある場合には、仮設費に準じて積算した費用</p> <p>ロ 営繕費 中止以前に工事現場に設置済みの営繕施設のうち元設計において期間要素を考慮して計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び損料額又は営繕費、労務者輸送費を一体化して直接工事費等に対する割掛率で計上している工事における中止期間中の維持費、補修費、損料額及び労務者輸送に要する費用</p> <p>ワ 労務者輸送費 元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して積算している場合において受発注者協議により工事現場に常駐する労務者及び近傍の工事現場等に転用させると認められた労務者を一括通勤させる場合の通勤費用</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px; font-size: small;">兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</div> <div style="border: 1px solid black; padding: 10px;"> <p>カ 社員等従業員給料手当 中止期間中等の工事現場の維持等のため、受発注者協議により定めた次の費用 ①元請・下請会社の現場常駐の従業員(機械、電気設備の保安に係るものを含む。)に支給する給料手当の費用 ②中止時点で現場に常駐していた従業員を工事現場の維持体制に縮小するまでの間に従業員に支給する給料手当の費用 ③工事現場の維持体制から再開する体制に移行するまでの間、工事現場に常駐する従業員に支給する給料手当の費用 ④工期延期となることにより追加で生じる従業員に支給する給料手当の費用</p> <p>ヨ 労務管理費 ①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用 中止によって遊休となった労務者のうち、当該工事現場に専従的に雇用された労務者(通勤者も含む。)を一定の範囲に転出又は一定の範囲から復帰のため転入するのに必要な旅費及び日当等の費用。なお、専従的に雇用されていた者とは元請会社直雇又は専属下請会社が直接賃金を支給しており、かつ当該工事現場に相当長期間の契約で常駐的に雇用されていることが貸金台帳等で確認できるような者(以下「専従的労務者」という。)(通勤者も含む。)とする。 ②解雇・休業手当を払う場合の費用 受発注者協議により適当な転入工事現場を確保することができないと認めた専従的労務者を解雇・休業するために必要な費用</p> <p>タ 地代 現場管理費の内、営繕費に係る敷地の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている地代の中止期間中の費用</p> <p>レ 福利厚生費等 現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用</p> <p>(2) 本支店における増加費用(一般管理費として率計上する) 中止に係る工事現場の維持等のために必要な受注者の本支店における費用</p> <p>(3) 消費税相当額 現場及び本支店における増加費用に係る消費税に相当する費用</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red; font-weight: bold;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>12 工事の一時中止に係る手続き様式</p> <p>様式 14-1</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-left: 40px;">受注者 住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">兵庫県契約担当者</p> <p style="text-align: center;">工事の一時中止について</p> <p>下記工事について、次の理由により工事を中止されるよう、建設工事請負契約書第20条第2項の規定により通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事番号 2. 工事名 3. 工 期 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 日間 4. 一時中止期間 自平成 年 月 日 至平成 年 月 日 日間 5. 同上による完成期限 平成 年 月 日 6. 一時中止理由 7. 一時中止の範囲 8. その他 工事現場を適正に維持管理するために、最小限必要な管理体制等の基本事項を反映した基本計画書を様式14-2にて14日以内に提出し、承諾を得ること。 <p style="margin-top: 20px;">上記工事の一部中止を承諾し、一部返送する。</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-right: 100px;">受注者 住 所 氏 名 ①</p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 10px;"/> <p style="text-align: center; font-size: small;">38-69</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)										
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p><small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small></p> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div> <p>様式 14-2</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>兵庫県契約担当者 様</p> <p style="text-align: right; margin-right: 20px;">受注者 住所 氏名 ㊟</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理 等に関する基本計画書について</p> <p>平成 年 月 日付で工事一時中止の通知があった下記工事について、別紙のとおり基本計画書を提出します。</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">記</p> <p>1. 工事番号 2. 工事名 3. 内 容</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <tbody> <tr> <td style="padding: 2px;">1. 中止時点における内容</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関する事</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">4. 中止した工事現場の管理責任に関する事</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;">○</td> </tr> <tr> <td style="padding: 2px;">5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト</td> <td style="text-align: center; padding: 2px;"></td> </tr> </tbody> </table> <p><small>注) 上記1～4は必須 上記5は一時中止に伴う増加費用を請求する場合は必須</small></p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 20px;"/> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;"><small>38-70</small></p>	1. 中止時点における内容	○	2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関する事	○	3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事	○	4. 中止した工事現場の管理責任に関する事	○	5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト	
1. 中止時点における内容	○										
2. 中止に伴う工事現場の体制と縮小と再開に関する事	○										
3. 中止期間中の工事現場の維持、管理に関する事	○										
4. 中止した工事現場の管理責任に関する事	○										
5. 工事一時中止に伴う増加費用事前協議チェックリスト											

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)

別紙

工事一時中止に伴う増加費用 事前協議チェックリスト

工事名:

No	費目	内容 ^{※2}	対象		基本計画書 該当ページ	概算費用 ^{※1}	備考
			有	無			
イ	材料費	①材料の保管費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②他の工事現場へ転用する材料の運搬費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		③直接工事費に計上された材料の粗料等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ロ	労務費	①工事現場の維持等に必要な労務費 ※中止後の労務費は、トンネル、掘削等を除き、原則として計上しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②他職種に転用した場合の労務費差額	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ハ	水道光熱 電力等料金	現場に設置者の施設を維持等のために指示あるいは協議により中止期間中稼働させるために要する水道光熱電力等費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ニ	機械経費	①工事現場に存放する機械の存放費用、運搬費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ホ	運搬費	①工事現場外への搬出又は工事現場への再搬入に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②大型機械類等の現場内運搬	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ヘ	準備費	通常の準備作業を超える後片付け、再開準備に要する費用で指示あるいは協議により必要と認められたものは、別途積上げにより計上する	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ト	仮設費	①仮設諸機械の粗料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②新たに必要となった工事現場の維持等に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		③工期延長となることにより追加で生じる仮設諸機械の粗料等に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
チ	事業損失防止 施設費	仮設費に準じて概算した費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
リ	安全費	①既存の安全設備に係る費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②新たな工事現場の維持等に要する安全費	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ヌ	夜間費	①フロント整備、材料置き場等の整備の借上げ料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②電力・水道等の基本料	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ル	技術管理費	原則として増加費用は計上しない。	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ヲ	営繕費	現場に設置者の営繕施設のうち元設計に計上されたものと同等と認められる営繕施設の中止期間に係る維持費、補修費及び粗料額 等	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ヲ	労務者輸送費	元設計が、営繕費、労務者輸送費を区分して概算している場合において、受発注者協議により認められた労務者を一括輸送させる場合の輸送費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
カ	社員等従業員 給料手当	中止期間中の工事現場の維持等のために、受発注者協議により定めた費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
コ	労務管理費	①他の工事現場へ転出入する労務者の転出入に要する費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
		②解雇・休業手当を払う場合の費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
ク	謝代	現場管理費の内、営繕費に係る整備の借上げに要する費用等として現場管理費率の中に計上されている機代の中止期間中の費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
レ	福利厚生費等	現場管理費の内、現場従業員に係る退職金、法定福利費、福利厚生費、通信交通費として現場管理費率の中に計上されている費用の中止期間中の費用	<input type="checkbox"/>	<input type="checkbox"/>			
					概算費用合計		

※1 概算費用は、参考値であり契約時点の費用を再定するものではない
 ※2 内容の詳細は「工事一時中止に係るガイドライン」日増加費用の費目と内容を参照のこと

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <hr style="border: 1px solid black;"/> <p style="font-size: small;">兵庫県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</p> </div> <p style="margin-bottom: 10px;">様式 14-3</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-bottom: 10px;">受注者 住 所 氏 名 様</p> <p style="text-align: right; margin-bottom: 10px;">兵庫県契約担当者</p> <p style="text-align: center; margin-bottom: 10px;">工事一時中止に伴う基本計画書について (承諾)</p> <p style="font-size: small; margin-bottom: 10px;">平成 年 月 日付で提出された「工事一時中止に伴う工事現場の維持、管理等に関する基本計画書について」は承諾する。</p> <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <hr style="border: 1px solid black;"/> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red; font-weight: bold;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 1px solid black; margin-bottom: 5px;"/> <p>様式 14-4</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p style="margin-top: 20px;">受注者 住所 氏名 様</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">兵庫県契約担当者</p> <p style="text-align: center; margin-top: 20px;">工事の再開等について</p> <p style="margin-top: 20px;">平成 年 月 日付けで一時中止を通知した下記工事について、契約書第23条の規定に基づき次のとおり協議する。</p> <p style="text-align: center; margin-top: 10px;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事番号 2. 工事名 3. 再開年月日 平成 年 月 日 4. 再開の範囲 5. 完成期限 平成 年 月 日 <p style="margin-top: 20px;">上記工事の再開等に同意し、一部返送する。</p> <p style="text-align: right; margin-top: 20px;">平成 年 月 日</p> <p style="text-align: right; margin-top: 10px;">受注者 住所 氏名 氏名 ㊟</p> <hr style="border: 1px solid black; margin-top: 20px;"/> <p style="text-align: center; font-size: small;">38-73</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: center; border-top: 1px solid black; border-bottom: 1px solid black; margin-bottom: 10px;"> <p>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</p> </div> <p>様式 14-5</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>兵庫県契約担当者 様</p> <p style="text-align: right;">受注者 住 所 氏 名 ④</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">工事一時中止に係る一時中止に伴う 請負代金額の変更について</p> <p style="text-align: center; margin: 20px 0;">現在当社で施工中の下記工事の一時中止に伴う請負代金額の変更について、建設工事請負 契約書第20条により、次のとおり提出致します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <ol style="list-style-type: none"> 1. 工事番号 2. 工事名 3. 請求額 4. 請求額の根拠 別紙のとおり <div style="text-align: center; border-top: 1px solid black; margin-top: 20px;"> <p>38-74</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p><small>兵庫県土木整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small></p> </div> <h3>13 参考資料</h3> <h4>13-1 兵庫県建設工事請負契約書（平成 29 年 3 月時点）</h4> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第16条（工事用地の確保等）</p> <p>発注者は、工事用地その他設計図書において定められた工事の施工に必要な用地（以下「工事用地等」という。）を受注者が工事の施工上必要とする日（設計図書に特別の定めがあるときは、その定められた日）までに確保しなければならない。</p> <p>2 受注者は、確保された工事用地等を善良な管理者の注意をもって管理しなければならない。</p> <p>3 工事の完成、設計図書の変更等によって工事用地等が不用となった場合において、当該工事用地等に受注者が所有又は管理する工事材料、建設機械器具、仮設物その他の物件（下請負人の所有又は管理するこれらの物件を含む。）があるときは、受注者は、当該物件を撤去するとともに、当該工事用地等を修復し、取り片付けて、発注者に明け渡さなければならない。</p> <p>4 前項の場合において、受注者が正当な理由なく、相当の期間内に当該物件を撤去せず、又は工事用地等の修復若しくは取片付けを行わないときは、発注者は、受注者に代わって当該物件を処分し、工事用地等の修復若しくは取片付けを行うことができる。この場合においては、受注者は、発注者の処分又は修復若しくは取片付けについて異議を申し出ることができず、また、発注者の処分又は修復若しくは取片付けに要した費用を負担しなければならない。</p> <p>5 第3項に規定する受注者のとるべき措置の期限、方法等については、発注者が受注者の意見を聴いて定める。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第18条（条件変更等）</p> <p>受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後 10 日以内に、その結果を受注</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"><small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small></div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの発注者が行う。</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの発注者が行う。</p> <p>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>第20条 (工事の中止)</p> <p>工事用地等の確保ができない等のため又は暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他の自然的又は人為的な事象(以下「天災等」という。)であって受注者の責めに帰すことができないものにより工事目的物等に損害を生じ若しくは工事現場の状態が変動したため、受注者が工事を施工できないと認められるときは、発注者は、工事の中止内容を直ちに受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定によるほか、必要があると認めるときは、工事の中止内容を受注者に通知して、工事の全部又は一部の施工を一時中止させることができる。</p> <p>3 発注者は、前2項の規定により工事の施工を一時中止させた場合において、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者が工事の続行に備え工事現場を維持し若しくは労働者、建設機械器具等を保持するための費用その他の工事の施工の一時中止に伴う増加費用を必要とし若しくは受注者に損害を及ぼしたときは必要な費用を負担しなければならない。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第31条 (検査及び引渡し)</p> <p>受注者は、工事を完成したときは、その旨を発注者に通知しなければならない。</p> <p>2 発注者は、前項の規定による通知を受けたときは、通知を受けた日から14日以内に受注者の立会いの上、設計図書に定めるところにより、工事の完成を確認するための検査を完了し、当該検査の結果を受注者に通知しなければならない。この場合において、発注者は、必要があると認められるときは、その理由を受注者に通知して、工事目的物を最小限度破壊して検査することができる。</p> <p>3 前項の場合において、検査又は復旧に直接要する費用は、受注者の負担とする。</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>4 発注者は、第2項の検査によって工事の完成を確認した後、受注者が工事目的物の引渡しを申し出たときは、直ちに当該工事目的物の引渡しを受けなければならない。</p> <p>5 発注者は、受注者が前項の申出を行わないときは、当該工事目的物の引渡しを請負代金の支払の完了と同時にを行うことを請求することができる。この場合においては、受注者は、当該請求に直ちに応じなければならない。</p> <p>6 受注者は、工事が第2項の検査に合格しないときは、直ちに修補して発注者の検査を受けなければならない。この場合においては、修補の完了を工事の完成とみなして前5項の規定を適用する。</p> </div> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>第49条 (受注者の解除権)</p> <p>受注者は、次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。</p> <p>(1) 第19条の規定により設計図書を変更したため請負代金額が3分の2以上減少したとき</p> <p>(2) 第20条の規定による工事の施工の中止期間が工期の10分の5（工期の10分の5が6月を超えるときは、6月）を超えたとき。ただし、中止が工事の一部のみの場合は、その一部を除いた他の部分の工事が完了した後3月を経過しても、なおその中止が解除されないとき</p> <p>(3) 発注者がこの契約に違反し、その違反によってこの契約の履行が不可能となったとき</p> <p>2 受注者は、前項の規定によりこの契約を解除した場合において、損害があるときは、その損害の賠償を発注者に請求することができる。</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土整備部 工事一時中止に係るガイドライン(案)</small> </div> <p>13-2 土木工事共通仕様書 (平成 29 年 3 月時点)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px;"> <p>1-1-1-13 工事の一時中止</p> <p>1. 一般事項</p> <p>発注者は、契約書第 20 条の規定に基づき以下の各号に該当する場合には、受注者に対してあらかじめ書面をもって通知した上で、必要とする期間、工事の全部または一部の施工について一時中止をさせることができる。</p> <p>なお、暴風、豪雨、洪水、高潮、地震、地すべり、落盤、火災、騒乱、暴動その他自然的または人為的な事象による工事の中断については、第 1 編 1-1-1-41 臨機の措置により、受注者は、適切に対応しなければならない。</p> <p>(1) 埋蔵文化財の調査、発掘の遅延及び埋蔵文化財が新たに発見され、工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>(2) 関連する他の工事の進捗が遅れたため工事の続行を不適当と認めた場合</p> <p>(3) 工事着手後、環境問題等の発生により工事の続行が不適当または不可能となった場合</p> <p>2. 発注者の中止権</p> <p>発注者は、受注者が契約図書に違反しまたは監督員の指示に従わない場合等、監督員が必要と認めた場合には、工事の中止内容を受注者に通知し、工事の全部または一部の施工について一時中止させることができる。</p> <p>3. 基本計画書の作成</p> <p>前 1 項及び 2 項の場合において、受注者は施工を一時中止する場合は、中止期間中の維持・管理に関する基本計画書を監督員を通じて発注者に提出し、承諾を得るものとする。</p> <p>また、受注者は工事の再開に備え工事現場を保全しなければならない。</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1232 566 1825 667">Ⅲ 設計図書の照査ガイドライン (案)</p> <p data-bbox="1444 1173 1635 1204">平成 29 年 7 月</p> <p data-bbox="1377 1244 1668 1284">兵庫県 県土整備部</p> <p data-bbox="1500 1356 1568 1380">38-79</p> <div data-bbox="1877 1134 1946 1198">38</div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p style="text-align: right;"><u>兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</u></p> <p>(改定履歴)</p> <p style="text-align: center;"><u>38-80</u></p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <hr style="border: 1px solid black;"/> <small>兵庫県土木整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small> </div> <div style="text-align: center; margin-bottom: 10px;"> <p>目次</p> </div> <div style="text-align: left;"> <ul style="list-style-type: none"> 1 「設計図書の照査」の基本的考え方..... 82 1-1 「設計図書の照査」に係わる規定について..... 82 1-2 「設計図書の照査」の位置づけ..... 83 2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの(事例)..... 84 3 設計図書の照査項目及び内容..... 85 4 照査項目チェックリスト..... 88 4-1 照査項目チェックリストの作成手順..... 88 4-2 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項..... 88 </div> <div style="text-align: right; margin-top: 20px;"> <div style="background-color: #333; color: white; padding: 5px 10px; display: inline-block;">38</div> </div> <div style="text-align: center; margin-top: 20px;"> <hr style="border: 1px solid black;"/> <small>38-81</small> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <p><small>兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small></p> </div> <p>1 「設計図書の照査」の基本的考え方</p> <p>1-1 「設計図書の照査」に係わる規定について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>工請負契約書第18条(条件変更等)及び土木工事共通仕様書第1編1-1-3設計図書の照査等においては、次のように受注者が設計図書の照査を自らの負担により行うこととなっている。</p> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>工事請負契約書第18条(条件変更等)</p> <p>第18条 受注者は、工事の施工に当たり、次の各号のいずれかに該当する事実を発見したときは、その旨を直ちに監督員に通知し、その確認を請求しなければならない。</p> <p>(1) 図面、仕様書、現場説明書及び現場説明に対する質問回答書が一致しないこと（これらの優先順位が定められている場合を除く。）。</p> <p>(2) 設計図書に誤謬又は脱漏があること。</p> <p>(3) 設計図書の表示が明確でないこと。</p> <p>(4) 工事現場の形状、地質、湧水等の状態、施工上の制約等設計図書に示された自然的又は人為的な施工条件と実際の工事現場が一致しないこと。</p> <p>(5) 設計図書で明示されていない施工条件について予期することのできない特別な状態が生じたこと。</p> <p>2 監督員は、前項の規定による確認を請求されたとき又は自ら同項各号に掲げる事実を発見したときは、受注者の立会いの上、直ちに調査を行わなければならない。ただし、受注者が立会いに応じない場合には、受注者の立会いを得ずに行うことができる。</p> <p>3 発注者は、受注者の意見を聴いて、調査の結果（これに対してとるべき措置を指示する必要があるときは、当該指示を含む。）をとりまとめ、調査の終了後14日以内に、その結果を受注者に通知しなければならない。ただし、その期間内に通知できないやむを得ない理由があるときは、あらかじめ受注者の意見を聴いた上、当該期間を延長することができる。</p> <p>4 前項の調査の結果において第1項の事実が確認された場合において、必要があると認められるときは、次の各号に掲げるところにより、設計図書の訂正又は変更を行わなければならない。</p> <p>(1) 第1項第1号から第3号までのいずれかに該当し設計図書を訂正する必要があるもの 発注者が行う。</p> <p>(2) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴うもの 発注者が行う。</p> <p>(3) 第1項第4号又は第5号に該当し設計図書を変更する場合で工事目的物の変更を伴わないもの 発注者と受注者とが協議して発注者が行う。</p> <p>5 前項の規定により設計図書の訂正又は変更が行われた場合において、発注者は、必要があると認められるときは工期若しくは請負代金額を変更し、又は受注者に損害を及ぼしたときは必</p> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small> </div> <div style="border: 1px dashed black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="margin: 0;">要な費用を負担しなければならない。</p> <p style="margin: 0;">土木工事共通仕様書 1-1-1-3 設計図書の照査等</p> <p style="margin: 0;">2. 設計図書の照査</p> <p style="margin: 0;">受注者は、施工前及び施工途中において、自らの負担により契約書第18条第1項第1号から第5号に係る設計図書の照査を行い、該当する事実がある場合は、監督員にその事実が確認できる資料を書面により提出し、確認を求めなければならない。なお、確認できる資料とは、現地地形図、設計図との対比図、取合い図、施工図等を含むものとする。また、受注者は、監督員から更に詳細な説明または書面の追加の要求があった場合は従わなければならない。</p> </div> <p style="margin-bottom: 10px;">1-2 「設計図書の照査」の位置づけ</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p style="margin: 0;">1. 受注者は、工事請負契約書及び土木工事共通仕様書に基づいて、設計照査を行うこととなる。</p> <p style="margin: 0;">2. 土木工事共通仕様書2. 設計図書の照査に記載のあるとおり、照査結果から工事請負契約書第18条にある、現場と設計図書が一致しないことの実事を監督員が確認できる資料（現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等）の作成は、受注者の負担により作成を行う。</p> <p style="margin: 0;">3. また、照査結果により、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等が生じた場合、それらに要する費用の負担は発注者の責任において行うものとする。</p> </div> <p style="margin-bottom: 10px;">【受注者が自らの負担で行う部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 設計照査に係る費用 ② 設計照査の結果を監督員に説明するために資料作成 (現地地形図、設計図との対比図、取り合図、施工図等) ③ 監督員から更に詳細な説明を求められ、説明するための資料作成 <p style="margin-bottom: 10px;">【発注者が実施する部分】</p> <ul style="list-style-type: none"> ① 照査結果により生じた、計画の見直し、図面の再作成、構造計算の再計算、追加調査等 <p style="margin: 0;">※ 受注者に作成を指示する場合は、その費用を負担する。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p style="color: red;">(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県土木整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small> </div> <hr style="border: 0.5px solid black; margin-bottom: 10px;"/> <p>2 「設計図書の照査」の範囲を超えるもの（事例）</p> <p>(1) 新たな計画の策定が伴う作業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 現地測量の結果に基づく、新たな横断計画図の作成 ii) 構造物のタイプの変更に伴う修正設計 等 <p>(2) 計画変更に伴い発生する付帯作業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 構造物の位置、計画高さ及び延長の変更に伴う、新たな構造計算の追加 ii) 指定した目的物に対する構造計算において、現地条件や施工条件が異なる場合の新たな構造計算や図面の作成 iii) 指定した目的物の設計根拠まで遡る見直し 等 <p>(3) 工事目的物の建設とは関連のない作業</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 指定した目的物に対する「設計要領」「各種示方書」等との対比設計 等 <hr style="border: 0.5px solid black; margin-top: 20px;"/> <div style="text-align: center; margin-top: 10px;"> <small>38-84</small> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

3 設計図書の照査項目及び内容

No.	項 目	主 要 内 容
1	当該工事の条件明示内容の照査	1-1 特記仕様書における条件明示事項に不足がないかの確認を行ったか
		1-2 特記仕様書における条件明示事項と現場条件に相違がないかの確認を行ったか
2	関連資料・貸与資料の確認	2-1 ポンプ排水を行うにあたり、土質の確認によって、クイックサンド、ポイリングが起きない事を検討し確認したか
		2-2 ウェルポイントあるいはディープウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水性、湧水等を確認したか
		2-3 浚渫工の施工において、湛水位、平水位、最高水位、潮流及び流速・風浪等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか
		2-4 地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認
		2-5 軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)
		2-6 測量成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認
		2-7 共通仕様書及び特記仕様書に示される資料はあるかの確認
		2-8 設計計算書等(構造物(指定仮設含む)、隣接工区等含む)はあるかの確認
		2-9 特記仕様書等に明示してある支障物件移設予定時期及び占用者に関する資料はあるかの確認
		2-10 地盤沈下、振動等による影響が第三者におよぼさないか、関連資料はあるかの確認
		2-11 地下占用物件である電線、電話線、水道、道路管理者用光ケーブル、その他の地下埋設物を示した図面(平面、横断、深さ等)等関連資料があるか
		2-12 設計成果物等(報告書等)の貸与資料(電子データを含む)に不足がないか、追加事項があるかの確認
3	現地踏査	3-1 工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(仮BM)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか
		3-2 建設発生土の受入地への搬入に先立ち、容量が十分か確認したか
		3-3 周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴い水質水量等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか
		3-4 土留・仮締切工の仮設H鋼杭、仮設鋼矢板の打込みに先行し、支障となる埋設物の確認のため、探掘り等を行い、埋設物を確認したか
		3-5 仮囲いまたは立入防止柵の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは苦情が発生すると予想される場合には、工事前に対策を検討し、確認したか
		3-6 砂防土工における斜面対策としての盛土工(押え盛土)を行うに当たり、盛土量、盛土の位置ならびに盛土基礎地盤の特性等について現状の状況等を照査したか
		3-7 施肥、灌水、薬剤散布の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか
		3-8 境界の施工前及び施工後において、近接所有者の立会による境界確認をしたか
		3-9 トンネルの施工にあたって、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか
		3-10 道路管理台帳及び占用者との現地確認をしたか
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか

38

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

No.	項目	主な内容
3	現地踏査	3-12 電線共同溝設置の位置・線形については、事前に地下埋設物及び工事区間の現状について測量及び調査を行い確認したか
		3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、補強を実施しようとする橋脚および基礎について、形状や鉄筋の位置、添架物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、海水または鋼材の腐食を促進させる工場排水等の影響や、鋼材の位置する土中部が常時乾湿を繰り返す環境にあるかどうか等を事前に確認したか
		3-14 漏水補修工の施工箇所は、設計図書と現地の漏水個所とに不整合がないか施工前に確認したか
		3-15 地質調査報告書と工事現場の踏査結果（地質、わき水、地下水など）が整合するかの確認
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入路を確認したか
		3-17 土石流の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか
		3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、地中障害物、湧水を調査したか
		3-19 周囲の地盤や構造物に変化を与えないように、締切盛土着手前に現状地盤を確認したか
		4
4-2 施工前に、配筋図、鉄筋組立図、及びかぶり詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかぶりとなっているかを照査したか		
4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認（水位、設計条件、地質条件、建築限界等）		
4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認（法線、築堤護岸、付属構造物等）		
4-5 構造図の基本寸法、床標値、高さ関係は照合されているかの確認		
4-6 構造図に地質条件（推定岩盤線、柱状図、地下水水位等）を明記してあるかの確認		
4-7 図面が明瞭に描かれているかの確認（構造物と寸法線の使い分けがなされているか）		
4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認		
4-9 各設計図がお互いに整合されているかの確認 ・一般平面図と縦断面（構造一般図と線形図） ・構造図と配筋図 ・構造図と仮設図 ・下部工箱抜き図と付属物図（支承配置図、落橋防止図等） ・本体と付属物の取り合い 等		
4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認（特に応力計算、安定計算等の結果が適用範囲も含めて整合しているか） ・壁厚 ・鉄筋（径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段落し位置、ガス圧接位置） ・使用材料 ・その他 ※橋梁上部工のみ対象		
4-11 形状寸法、使用材料及びその配置は計算書と一致しているかの確認 ※橋梁上部工のみ対象		
4-12 地質調査報告書と設計図書の整合（調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図）はとれているかの確認		
4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認		
4-14 構造物の施工性に問題はないか、設計図等に基づいた適正な施工が可能かの確認（架設条件が設計図に反映されているか） ※橋梁上部工のみ対象		

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県土木整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

No.	項 目	主 要 内 容
5	数量計算	5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認
		5-2 数量とりまとめは種別毎、材料毎の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認
		5-3 横断図面による面積計算、長さ計算の縮尺は図面に整合しているかの確認
6	設計計算書	6-1 使用されている設計基準等は適切かの確認
		設計基本条件は適切かの確認 (荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象
		6-3 構造・形状条件は妥当かの確認 (橋長、支間長、幅員構成、平面・横断線形、座標系等) ※橋梁上部工事のみ対象

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <small>兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small> </div> <h3 style="text-align: center;">4 照査項目チェックリスト</h3> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin-bottom: 10px;"> <p>1. 受注者は、施工前及び施工途中において「設計図書の照査」を実施するが、「3. 設計図書の照査項目及び内容」に基づき照査を行うこととし、その照査結果については、打合せ簿に添付して監督員に報告する等に活用する。</p> </div> <h4>4-1 照査項目チェックリストの作成手順</h4> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工前に行う設計図書の照査時に、工事内容から判断して照査が必要と考えられる項目には「照査対象」欄の「有」にチェックをし、必要ないと考えられる項目には「無」にチェックを入れる。 <small>なお、施工前には確認できないが、将来的に照査が必要な項目にも「有」にチェックを入れるものとし、照査の各段階でそれぞれ見直すこととする。</small> ② 照査を完了した項目について、「照査実施」欄の「済」にチェックをし、日付を記入する。 ③ 照査を完了した項目について、契約書第18条第1項第1号から第5号に該当する事実がある場合には「該当事実」欄の「有」にチェック、ない場合には「無」にチェックを入れる。 ④ チェックリストを工事打合せ簿に添付して監督員に提出し、照査状況及び結果を報告する。 <small>その際に③の「該当事実」が「有」の項目にチェックした場合は、監督員にその事実が確認できる資料も添付して提出する。</small> <h4>4-2 照査項目チェックリスト作成にあたっての留意事項</h4> <ol style="list-style-type: none"> ① 施工前及び施工途中の各照査段階において、照査を実施した項目にチェックと日付を記載し、完了している照査項目、今回実施した照査項目、照査対象であるが未照査項目を明確にする。 ② 1つの照査項目の中に複数の確認事項がある場合、打合せ簿、備考欄、別紙等を用いて確認済の内容がわかるようにする。 ③ 照査内容の項目が漠然としており、発注者の認識と異なる恐れがあると判断される場合は、備考欄等に具体的確認項目を明確にしておく。 ④ 特記仕様書、工事内容、規模、重要度等により、照査項目や内容を追加する必要がある場合は、項目を追加して利用する。 <small>ただし、工事によって照査の必要がない項目も含まれることになるが、「照査対象」欄の「無」にチェックすることも照査の一部と考えられることから、チェックリストから項目を削除は行わないこと。</small>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

提出年月日: _____

照査項目チェックリスト

工事名: _____

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	目付	有	無	
1	当該工事の案件明示内容の照査	1-1	設計仕様書における案件明示事項に不足がないかの確認を行ったか						
		1-2	設計仕様書における案件明示事項と現場条件に相違がないかの確認を行ったか						
2	関連資料・資与資料の確認	2-1	設計仕様書に示す土質の地質図、ボーリング等の地質調査結果と照合したか						
		2-2	ウェルポイントあるいはオープンウェルを行うにあたり、工事着手前に土質の確認を行い、地下水位、透水性、湧水量等を確認したか						
		2-3	液状土の発生に際して、地下水位、 groundwater、地下水位、地下水位、地下水位等の水象・気象の施工に必要な資料を施工前に調査・確認したか						
		2-4	地質調査報告書は整理されているか・追加ボーリングは必要ないかの確認						
		2-5	軟弱地盤の施工に必要な資料はあるかの確認 (圧密沈下、液状化、地盤支持力、法面安定、側方流動等)						
		2-6	調査成果報告書(平面、横断、縦断)は整理されているかの確認						
		2-7	設計仕様書及び設計仕様書に示される資料はあるかの確認						
		2-8	設計仕様書等(構造物(指定施設含む)、橋脚(橋脚等含む))はあるかの確認						
		2-9	設計仕様書等に明示してある支保物件移設予定時期及び占用者に係る資料はあるかの確認						
		2-10	地盤沈下、振動等による影響が第三者におよばないか、関連資料はあるかの確認						
3	現地調査	3-1	工事着手後直ちに測量を実施し、測量標(位付点)、工事用多角点の設置及び用地境界、中心線、縦断、横断等を確認したか						
		3-2	建設業主の受入地への搬入に先立ち、荷量が十分か確認したか						
		3-3	周辺地域の地下水利用状況等から作業に伴う水質水圧等に影響を及ぼす恐れがないか確認したか						
		3-4	土留・仮設切土の位置・掘削、仮設掘削後の打込前に先行し、支保となる地盤物の確認のため、探検等を行い、地盤物を確認したか						
3-5	仮囲いまたは立ち入り禁止線の設置にあたり、交通に支障をきたす場合あるいは近接する予定される場合は、工事前に対応を検討し、確認したか								
3-6	擁壁・土留・土留における斜面対策としての盛土工(押入盛土)を行うに当たり、盛土工・盛土の位置ならびに盛土工基礎地盤の特性等について現状の状況等を調査したか								
3-7	掘削、掘削、掘削等の施工にあたり、施工前に施工箇所の状況を調査するものとし、設計図書に示す使用材料の種類、使用量等を確認したか								
3-8	境界の盛土工前及び盛土工後において、近接所有者の安全に関する境界確認をしたか								
3-9	トンネルの施工にあたり、工事着手前に測量を行い、両坑口間の基準点との相互関係を確認したか								

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
3	現地踏査	3-10 道路管理台帳及び利用者との現場確認をしたか							
		3-11 鋼矢板等、仮設杭の施工に先立ち、明らかに埋設物がないことが確認されている場合を除き、建設工事公衆災害防止対策要綱に従って埋設物の存在の有無を確認したか							
		3-12 電線具留設置の位置・線形については、事前に埋土埋設物及び工事区間の現状について調査及び調査を行い確認したか							
		3-13 工事に先立ち、現地を詳細に把握するために現地調査を行い、着床を基礎しよとする地盤および基礎について、形状や位置、管線物や近接する地下構造物等の状況を把握するとともに、着床または鋼材の腐食を促進させる土壌排水等の影響や、鋼材の位置する土中層が常時乾涸を繰り返す層に属するかどうかの確認を事前に確認したか							
		3-14 鋼材管轄の埋土埋設物は、設計図書と実際の埋土箇所とに不整合がないか施工前に確認したか							
		3-15 地質調査報告書と工事現場の調査結果(地質、湧き水、地下水などが整合するかの確認)							
		3-16 使用する材料や重機の運搬・搬入経路を確認したか							
		3-17 工直道の到達するおそれのある現場での安全対策について、現地踏査を実施しあらかじめその対策を確認したか							
		3-18 アンカー工の施工に際しては、工事着手前に法面の安定、地盤の状況、掘中噴出物、湧水を調査したか							
3-19 周囲の地盤や構造物に支障を与えないよう、締切後土着手前に現地地盤を確認したか									
4	設計図	4-1 別の工作に着手する前に原寸図を作成し、図面の不備や誤作上に支障がないかどうかを確認したか							
		4-2 施工前に、配置図、敷設積立図、及びかかる詳細図により組立可能か、また配力鉄筋および組立筋を考慮したかどうかとなっているかを確認したか							
		4-3 一般図には必要な項目が記載されているかの確認 (水位、設計条件、地質条件、建築限界等)							
		4-4 平面図には必要な工事内容が明示されているかの確認 (鉄筋、築集積岸、付属構造物等)							
		4-5 構造図の基本寸法、平橋脚、高さ関係は明示されているかの確認							
		4-6 構造図に地質条件(推定岩盤線、柱状図、地下水位等)を明記してあるかの確認							
		4-7 図面が明確に描かれているかの確認(構造物と寸法線の使い分けがなされているか)							
		4-8 構造詳細は適用基準及び打合せ事項と整合しているかの確認							
		4-9 各設計図がお互いに整合しているかの確認 ・一般平面図と断面図(構造一般図と埋形図) ・構造図と地盤図 ・構造図と仮設図 ・下部工着床位置と付属物図(支床配線図、落橋防止図等) ・地盤と付属物の取り合い、等							
		4-10 設計計算書の結果が正しく図面に反映されているかの確認 ・照査 ・鉄筋(径、ピッチ、使用材料、ラップ位置、ラップ長、主鉄筋の定着長、段差位置、オアノヒ位置) ・使用材料 ・その他 ・地盤調査 ・上部工のみ対象							
		4-11 基本寸法、使用材料及びその配筋は計算書と一致しているかの確認 ※構築上部工のみ対象							
4-12 地質調査報告書と設計図書の整合(調査箇所と柱状図、地質縦断面図・地質横断面図)はとれているかの確認									

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(追加)

兵庫県土木整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)

No.	項目	主な内容	照査対象		照査実施		該当事実		備考
			有	無	済	日付	有	無	
4	設計図	4-13 隣接工区等との整合はとれているかの確認							
		4-14 構造物の取上りに関係はないか、設計図等に基づいた適正な取上りが可能な確認(取上条件が設計図に反映されているか) ※橋梁上部工のみ対象							
5	数量計算	5-1 数量計算に用いた数量は図面の寸法と一致するかの確認							
		5-2 数量とりまのとは種類別、材料等の打合せ区分に合わせてまとめられているかの確認							
		5-3 断面図面による面積計算、長さ計算の幅尺は図面に適合しているかの確認							
6	設計計算書	6-1 使用されている設計基準等が適切なかの確認							
		6-2 設計基本条件は適切かの確認(荷重条件、施工条件、使用材料と規格、許容応力度等) ※橋梁上部工事のみ対象							
		6-3 構造・断面条件は妥当かの確認(橋長、支間長、欄干構成、平面・縦断構造、標準式等) ※橋梁上部工事のみ対象							

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1509 347 1850 368"><u>兵庫県土木整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</u></p> <p data-bbox="1509 1358 1568 1378">38-92</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<p data-bbox="1352 580 1693 671">Ⅳ 受発注者間の コミュニケーション</p> <p data-bbox="1447 1166 1621 1193">平成 29 年 7 月</p> <p data-bbox="1386 1241 1659 1273">兵庫県 県土整備部</p> <p data-bbox="1503 1353 1552 1369">38-93</p> <div data-bbox="1861 1129 1928 1193">38</div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<p style="text-align: right;">兵庫県土木整備部 設計図書の照直ガイドライン(案)</p> <hr/> <p>(改定履歴)</p> <hr/> <p style="text-align: center;">38-94</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
(追加)	<hr/> <p style="text-align: right;">受発注者間のコミュニケーション</p> <hr/> <p style="text-align: center;">目次</p> <p>1 受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動)..... 96</p> <p>2 設計・施工技術連絡会 (三者会議) 97</p> <hr/> <p style="text-align: right;">38</p> <hr/> <p style="text-align: center;">38-95</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> <small>兵庫県県土整備部 設計図書の照査ガイドライン(案)</small> </div> <p>1 受発注者の協議・回答の迅速化(ワンデーレスポンス活動)</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>工事現場において諸問題が発生した場合、対処に必要な意思決定に時間を費やさな いよう、発注者、受注者の双方ができる限り迅速な協議・回答を実施する。</p> </div> <p>①発注者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 諸問題に対して、「現場を待たせない」「速やかに回答する」という迅速な対応を組織的に意識して実施する。 ii) 迅速な回答が困難な場合、いつまでに回答が必要なのかを受注者に確認のうえ「回答期限」を予告するなど、現場にて受注者が次の段取りができるような回答を行う。 <p>②受注者の取組</p> <ul style="list-style-type: none"> i) 発注者が迅速な回答を実施するために、的確な状況の資料等により報告を早期に行うこと。 ii) 報告及び協議に併せて、いつまでに回答が必要なのかを発注者に伝えること。 iii) 発注者と綿密な打合せと情報共有を図ること。 <div style="text-align: right; margin-top: 10px;"> <hr style="border: 0.5px solid black;"/> </div>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(追加)</p>	<div style="text-align: right; margin-bottom: 10px;"><small>受発注者間のコミュニケーション</small></div> <p>2 設計・施工技術連絡会（三者会議）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 5px 0;"> <p>設計・施工技術連絡会議は、「公共工事の品質確保」及び「隠れたリスクの明確化による適切な工程管理の実施」を目的として、発注者、設計者、受注者の三者が工事着手前に、一堂に会して施工上の課題の解決を行う場とする。(平成 22 年 5 月 28 日付技企第 1024 号を参照)</p> </div> <p>①対象工事</p> <p>『工事発注後に発注者、受注者の間で疑義が生じ、生じた疑義の内容・工事の技術的難易度等を勘案した上で、隠れたリスクの明確化が必要であると考えられ、三者会議の開催が必要であると発注者が判断した工事』を対象とする。</p> <p>②それぞれの役割</p> <p>発注者：事業目的、現地条件等の工事全般に関する注意事項等の伝達 設計者：設計業務の成果品による設計思想・設計条件等の伝達 受注者：施工上の課題、仮設計画に関すること、新技術の提案等の説明</p> <p>③費用の負担</p> <p>受注者に対する費用：工事打合せに含まれる。 設計者に対する費用：発注者は、旅費交通費、会議への出席に要する費用について、設計者と業務委託契約（随意契約）を締結することを原則とする。</p> <p>④留意点</p> <p>課題の原因が工事に関する設計業務等委託成果品のかしによる場合は、土木設計業務等委託契約書に基づき、かしの修補を設計者に行わせる。ただし、かし担保期限を過ぎている場合はこの限りではない。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>1 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて</p> <p>(1)目的</p> <p>「兵庫県建設リサイクル推進計画2011」における目標値(以下「目標値」という。)を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルールの徹底を図ることが必要である。</p> <p>このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。</p> <p>(2)対象事業</p> <p>県土整備部所管の全ての事業(受託事業を含む)を対象とする。</p> <p>(3)実施事項</p> <p>1)計画・設計、積算段階</p> <p>対象事業を実施する機関(以下「発注機関」という。)の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。</p> <p>①建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。</p> <p>②建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・砕石等再生材利用を検討する。</p> <p>③建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整を行う。</p> <p>2)契約段階</p> <p>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</p>	<p>1 兵庫県建設リサイクルガイドラインについて</p> <p>(1)目的</p> <p>「近畿地方における建設リサイクル推進計画」における目標値(以下「目標値」という。)を達成するためには、事業の初期段階からリサイクルにかかる検討・調整を行うとともに、実施に至る各段階において、その検討・調整状況を把握・チェックしていくことにより、公共工事発注者の責務としてリサイクル原則化ルールの徹底を図ることが必要である。</p> <p>このため、本ガイドラインにおいて、リサイクルにかかる検討・調整事項や再生資源利用計画書等の作成など、建設事業の計画・設計から積算、契約、施工の各執行段階での、具体的な実施事項をとりまとめた。</p> <p>(2)対象事業</p> <p>県土整備部所管の全ての事業(受託事業を含む)を対象とする。</p> <p>(3)実施事項</p> <p>1)計画・設計、積算段階</p> <p>対象事業を実施する機関(以下「発注機関」という。)の工事担当者は、リサイクル原則化ルール徹底による目標値の達成に向け、計画・設計、積算の各段階で、以下の検討・調整を行う。</p> <p>①建設廃棄物等の発生抑制や減量化に資する計画・設計内容の見直しや建設副産物の現場内利用を検討する。</p> <p>②建設副産物の再生利用を促進するため、土砂・砕石等再生材利用を検討する。</p> <p>③建設発生土等、工事間流用が可能なものについては、他機関も含めた流用調整を行う。</p> <p>2)契約段階</p> <p>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を請け負う建設工事業業者(以下、「元請業者」という。)に対し、以下の書類の作成・提出を指示する。</p> <p>①工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」(様式 4-1、4-2)</p> <p>②工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」(様式 6-1、6-2)</p> <p>うち、対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。</p> <p>(※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例が適用される。)</p> <p><u>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合</u></p> <p>発注機関の工事担当者は、同法第12条第1項に基づき、工事契約に先立って、落札者から説明書(様式1及び様式1に示す添付資料)及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等が適切であることを確認する。</p> <p>3)施工段階</p> <p><u>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</u></p> <p>発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。</p> <p>①工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p>	<p>発注機関の工事担当者は、リサイクルの実施状況を把握するため、直接工事を請け負う建設工事業業者(以下、「元請業者」という。)に対し、以下の書類の作成・提出を指示する。</p> <p>①工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」(様式 4-1、4-2)</p> <p>②工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」(様式 6-1、6-2)</p> <p>うち、対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づく建設資材廃棄物引渡完了報告をあわせて周知する。</p> <p>(※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例が適用される。)</p> <p><u>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合</u></p> <p>発注機関の工事担当者は、同法第12条第1項に基づき、工事契約に先立って、落札者から説明書(様式1及び様式1に示す添付資料)及び知事等が発行する処理施設の許可証の写しを添付した書面の交付とその内容説明を受け、落札者の提示した分別解体等の方法等が適切であることを確認する。</p> <p>3)施工段階</p> <p><u>○対象事業が建設資材を搬入又は建設副産物を搬出する建設工事である場合</u></p> <p>発注機関の工事担当者は、以下により、リサイクルの検討・調整状況を把握・チェックし、目標値の達成に向けたリサイクル原則化ルール of 徹底を図る。</p> <p>①工事着手に先立って、元請業者から再生資源利用計画書及び再生資源利用促進計画書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>担当課長(建築工事等においては担当係長)は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。</p> <p>②工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p> <p>再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書(様式7)を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合 発注機関の工事担当者は、工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書(様式8)の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合 発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告(様式9)に産業廃棄物管理票(運搬終了報告・通知)の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。</p> <p>但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。</p>	<p>担当課長等は、これら資料に基づいて、リサイクルが徹底されているかの検討を行い、不十分な場合は改善を指示するものとする。</p> <p>②工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、再生資源利用実施書及び再生資源利用促進実施書の提出を受け、記載内容が適切であることを確認する。</p> <p>再生資源利用計画書又は再生資源利用促進計画書と比較して再生資源利用率、再生資源利用促進率が10%以上下がった場合は、その原因等を把握するため、リサイクル阻害要因説明書(様式7)を作成する。これら資料は発注機関で取りまとめ、県土整備部県土企画局技術企画課の依頼に応じて、電子データにより報告する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」である場合 発注機関の工事担当者は、工事完了時(再資源化等完了時)に、元請業者から、同法第18条第1項に基づく再資源化等報告書(様式8)の提出を受け、特定建設資材廃棄物の再資源化等が適正に完了したことを確認する。</p> <p>○対象事業が建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合 発注機関の工事担当者は、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成15年3月17日兵庫県条例第23号)第16条の3に基づき、建設資材廃棄物の引渡日から15日以内に、元請業者から、建設資材廃棄物引渡完了報告(様式9)に産業廃棄物管理票(運搬終了報告・通知)の写しが添付されたものの提出を受け、建設資材廃棄物が適正に引渡されたことを確認する。</p> <p>但し、施工区域が神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市の場合は、各市条例に基づく報告となる。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																										
<p>(4) その他</p> <p>工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。</p> <p>本ガイドラインの策定及び改訂について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成16年8月1日策定</p> <p>平成20年3月3日改訂(平成20年4月1日適用)</p> <p>平成22年6月25日改訂(平成22年7月1日適用)</p> <p>平成23年4月28日改訂(平成23年5月1日適用)</p> </div> <p>(5) 各品目におけるリサイクル目標値</p> <p style="color: blue;">「兵庫県建設リサイクル推進計画2011」における各目標値 (単位%)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin: 10px 0;"> <thead> <tr> <th rowspan="2"></th> <th colspan="2" style="text-align: center;">建設リサイクル推進計画2011</th> </tr> <tr> <th style="text-align: center;">平成24年度中間目標値</th> <th style="text-align: center;">平成27年度目標値</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>アスファルト・コンクリート塊</td> <td style="text-align: center;">概ね100%</td> <td style="text-align: center;">概ね100%</td> </tr> <tr> <td>コンクリート塊</td> <td style="text-align: center;">概ね100%</td> <td style="text-align: center;">概ね100%</td> </tr> <tr> <td>建設発生木材</td> <td style="text-align: center;">95%以上</td> <td style="text-align: center;">95%以上</td> </tr> <tr> <td>建設汚泥</td> <td style="text-align: center;">92%</td> <td style="text-align: center;">95%</td> </tr> <tr> <td>建設混合廃棄物</td> <td style="text-align: center;">H17比-30%</td> <td style="text-align: center;">H17比-40%</td> </tr> <tr> <td>建設廃棄物合</td> <td style="text-align: center;">95.0%</td> <td style="text-align: center;">95.0%</td> </tr> <tr> <td>建設発生土</td> <td style="text-align: center;">87%</td> <td style="text-align: center;">90%</td> </tr> </tbody> </table> <p>※数値について</p> <p style="color: blue;">アスファルト・コンクリート塊、コンクリート塊:再資源化率</p> <p style="color: blue;">建設発生木材、建設汚泥、建設廃棄物合計:再資源化・縮減率</p> <p style="color: blue;">建設発生土:有効利用率</p>		建設リサイクル推進計画2011		平成24年度中間目標値	平成27年度目標値	アスファルト・コンクリート塊	概ね100%	概ね100%	コンクリート塊	概ね100%	概ね100%	建設発生木材	95%以上	95%以上	建設汚泥	92%	95%	建設混合廃棄物	H17比-30%	H17比-40%	建設廃棄物合	95.0%	95.0%	建設発生土	87%	90%	<p>(4) その他</p> <p>工事内容を変更する際には、個々のケースにより必要な段階まで遡って検討・調整等を改めて実施するものとする。</p> <p>本ガイドラインの策定及び改訂について</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <p>平成16年8月1日策定</p> <p>平成20年3月3日改訂(平成20年4月1日適用)</p> <p>平成22年6月25日改訂(平成22年7月1日適用)</p> <p>平成23年4月28日改訂(平成23年5月1日適用)</p> <p style="color: red;">平成29年7月18日改訂(平成29年8月1日適用)</p> </div> <p>(5) 各品目におけるリサイクル目標値</p> <p style="color: red;">各品目におけるリサイクル目標値については、最新の「近畿地方におけるリサイクル推進計画」によるものとする。</p>
		建設リサイクル推進計画2011																									
	平成24年度中間目標値	平成27年度目標値																									
アスファルト・コンクリート塊	概ね100%	概ね100%																									
コンクリート塊	概ね100%	概ね100%																									
建設発生木材	95%以上	95%以上																									
建設汚泥	92%	95%																									
建設混合廃棄物	H17比-30%	H17比-40%																									
建設廃棄物合	95.0%	95.0%																									
建設発生土	87%	90%																									

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(6) 特記仕様書について</p> <p>【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】</p> <p>(建設副産物対策)</p> <p>リサイクルの実施状況を把握し、「兵庫県建設リサイクル推進計画」の推進を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。</p> <p>① 工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」</p> <p>② 工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」</p> <p>※土木工事については「土木工事共通仕様書(平成 26 年 10 月)」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。</p> <p>【建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】</p> <p>(建設副産物対策)</p> <p>建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号)第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。</p> <p>(※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例の名称等を記載する。)</p>	<p>(6) 特記仕様書について</p> <p>【建設資材を搬入または建設副産物を搬出する場合】</p> <p>(建設副産物対策)</p> <p>リサイクルの実施状況を把握し、「近畿地方におけるリサイクル推進計画」の推進を図るため、施工段階に応じて以下の書類を作成し、提出すること。</p> <p>① 工事着手前:「再生資源利用(促進)計画書」</p> <p>② 工事完了時(再資源化等完了時):「再生資源利用(促進)実施書」</p> <p>※土木工事については「土木工事共通仕様書(平成 26 年 10 月)」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。</p> <p>【建設リサイクル法第9条第1項に定める「対象建設工事」となる解体工事を含む場合】</p> <p>(建設副産物対策)</p> <p>建設資材廃棄物の産業廃棄物処分業者への引渡しが完了したときは、「産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例」(平成 15 年 3 月 17 日兵庫県条例第 23 号)第 16 条の 3 に基づき、建設資材廃棄物引渡完了報告を提出すること。</p> <p>※神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市域での工事の場合は、県条例に代えて各市条例の名称等を記載する。</p> <p>※土木工事については「土木工事共通仕様書」(兵庫県県土整備部)に掲載済みのため不要。</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

2 建設リサイクル関係書類の作成について

(1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・下施設設計時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (見積段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 (特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、 請負金額が 500 万円 (税込) 以上の解体工事を含む場合 の追記付)
2) 工事契約前	説明書 (様式 1)	説明書資料 (様式 1-1) 別紙 (様式 1-2) 工事表 (任意様式)	落札者	工事担当者	法第 12 条第 1 項	—
3) 工事契約時	13 条書面 (様式 2-1~2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第 13 条 省令第 4 条	特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、請負金額が 500 万円 (税込) 以上の場合作成
4) 工事着手前	通知書 (様式 3)	付近見取り図 CREMAS (計画書) (様式 4-1, 4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第 11 条	(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請 業者へ提出)
	告知書 (様式 5) (工事担当者より元請業者 に周知)	通知書 (様式 3) の表の写し 説明書添付資料 (様式 1-2, 工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第 12 条第 2 項	
	CREMAS (計画書) (様式 4-1, 4-2)	—	工事請負者	工事担当者	付付様式 1-1 の 1	
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREMAS (実施書) (様式 6-1, 6-2)	—	工事請負者	工事担当者	付付様式 1-1 の 2	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注) 技術企画課の依頼に応じて提出 (電子データ)
	障害薬品処理書 (様式 7)	—	工事担当者	設計書に添付	付付様式 1-1 の 3	
	再資源化等報告書 (様式 8)	CREMAS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第 18 条第 1 項	
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告 (様式 9)	産業廃棄物管理票 (継続終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長 (環境部局) 工事担当者	条例第 16 条の 3	特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、請負金額が 500 万円 (税込) 以上の解体工事を含む場 合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (旧 25)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (旧 4.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 (県 115.3 制定、119.3 改訂) ※施工区域が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

2 建設リサイクル関係書類の作成について

(1) リサイクル関係書類の作成について【土木工事】

作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (見積段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、 請負金額が 500 万円 (税込) 以上の解体工事を含む場合 の追記付)
2) 工事契約前	説明書 (様式 1)	説明書資料 (様式 1-1) 別紙 (様式 1-2) 工程表 (任意様式)	落札者	工事担当者	法第 12 条第 1 項	—
3) 工事契約時	13 条書面 (様式 2-1~2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第 13 条 省令第 4 条	特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、請負金額が 500 万円 (税込) 以上の場合作成
4) 工事着手前	通知書 (様式 3)	CREMAS (計画書) (様式 4-1, 4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第 11 条	(告知書については、下請契約に先立ち、元請業者から下請 業者へ提出)
	告知書 (様式 5) (工事担当者より元請業者 に周知)	通知書 (様式 3) の表の写し 説明書添付資料 (様式 1-2, 工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第 12 条第 2 項	
	CREMAS (計画書) (様式 4-1, 4-2)	—	工事請負者	工事担当者	付付様式 1-1 の 1	
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREMAS (実施書) (様式 6-1, 6-2)	—	工事請負者	工事担当者	付付様式 1-1 の 2	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注) 技術企画課の依頼に応じて提出 (電子データ)
	障害薬品処理書 (様式 7)	—	工事担当者	設計書に添付	付付様式 1-1 の 3	
	再資源化等報告書 (様式 8)	CREMAS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第 18 条第 1 項	
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から 15 日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告 (様式 9)	産業廃棄物管理票 (継続終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長 (環境部局) 工事担当者	条例第 16 条の 3	特定建設資材 (Co, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、請負金額が 500 万円 (税込) 以上の解体工事を含む場 合に作成

根拠等

法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (旧 25)

省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (旧 4.3)

条例：兵庫県産業廃棄物等の不適正な処理の防止に関する条例 (県 115.3 制定、119.3 改訂) ※施工区域が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】							(2) リサイクル関係書類の作成について【建築工事等】						
作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事	作成時期	作成書類	添付資料	作成者	提出先	根拠等	対象工事
概略設計・予備設計時	—	—	—	—	—	—	概略設計時	—	—	—	—	—	—
詳細設計時	—	—	—	—	—	—	詳細設計時	—	—	—	—	—	—
1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、 床面積の合計が80㎡以上の建築物の 解体工事である場合に追加)	1) 工事設計書作成時 (積算段階)	特記仕様書 (再資源化施設等への処分 条件等を記載する)	—	工事担当者	設計書に添付	—	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に記載 (特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、 床面積の合計が80㎡以上の建築物の 解体工事である場合に追加)
2) 工事契約前	説明書 (様式1)	説明書資料 (様式1-1) 取紙 (様式1-2) 工程表 (任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、床面積の 合計が500㎡以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1 億円 (税込込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合 に作成	2) 工事契約前	説明書 (様式1)	説明書資料 (様式1-1) 取紙 (様式1-2) 工程表 (任意様式)	落札者	工事担当者	法第12条第1項	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、 かつ、床面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、床面積の 合計が500㎡以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1 億円 (税込込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合 に作成
3) 工事契約時	13 条書面 (様式2-1～2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第4条	—	3) 工事契約時	13 条書面 (様式2-1～2-4)	—	契約事務担当者	契約書に添付	法第13条 省令第4条	—
4) 工事着手前	通知書 (様式3)	特定見取り図 CREMS (計画書) (様式4-1、4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	—	4) 工事着手前	通知書 (様式3)	CREMS (計画書) (様式4-1、4-2)	工事担当者	県知事又は 特定行政庁長 (建築部局)	法第11条	—
	告知書 (様式5) (工事担当者より元請業者 に提出)	通知書 (様式3) の表の写し 説明書添付資料 (様式1-2、工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	—		告知書 (様式5) (工事担当者より元請業者 に提出)	通知書 (様式3) の表の写し 説明書添付資料 (様式1-2、工程表) の写し (工事契約前作成)	元請業者	下請業者	法第12条第2項	—
	CREMS (計画書) (様式4-1、4-2)	—	工事担当者	工事担当者	付イ8イイラウ	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注) 技術企画課の依頼に応じて提出 (電子データ)		CREMS (計画書) (様式4-1、4-2)	—	工事請負者	工事担当者	付イ8イイラウ	建設資材を搬入又は建設副産物を排出する場合に作成 注) 技術企画課の依頼に応じて提出 (電子データ)
5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREMS (実施書) (様式6-1、6-2)	—	工事請負者	工事担当者	付イ8イイラウ	—	5) 工事完了時 (再資源化等 完了時)	CREMS (実施書) (様式6-1、6-2)	—	工事請負者	工事担当者	付イ8イイラウ	—
	計画変更関係書 (様式7)	—	工事担当者	設計書に添付	付イ8イイラウ	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成		計画変更関係書 (様式7)	—	工事担当者	設計書に添付	付イ8イイラウ	計画書と比較して10%以上下がった場合に作成
	再資源化等報告書 (様式8)	CREMS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、床 面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500㎡以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円 (税 込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成		再資源化等報告書 (様式8)	CREMS (実施書)	工事請負者	工事担当者	法第18条第1項	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、床 面積の合計が80㎡以上の建築物の解体工事、床面積の合計が 500㎡以上の建築物の新築・増築工事、又は請負金額が1億円 (税 込み) 以上の建築物の修繕・模様替等工事である場合に作成
6) 建設資材廃棄物の 引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告 (様式9)	産業廃棄物管理票 引渡終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長 (環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、床 面積が80㎡以上の建築物の解体工事である場合に作成	6) 建設資材廃棄物の 引渡日から15日以内	建設資材廃棄物 引渡完了報告 (様式9)	産業廃棄物管理票 引渡終了報告・通知) の写し	工事請負者	県知事又は政令 市長 (環境部局) 工事担当者	条例第16条の3	特定建設資材 (Con, As, 木材等) を使用又は排出し、かつ、床 面積が80㎡以上の建築物の解体工事である場合に作成

根拠等
 法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12.5)
 省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (H14.3)
 条例：兵庫県産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (県H15.3制定、H19.3改訂) ※施工区域が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

根拠等
 法：建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (H12.5)
 省令：特定建設資材に係る分別解体等に関する省令 (H14.3)
 条例：兵庫県産業廃棄物の不適正な処理の防止に関する条例 (県H15.3制定、H19.3改訂) ※施工区域が政令市 (神戸市、姫路市、尼崎市又は西宮市) の場合は各市条例による。

3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

3 各様式について

建設リサイクル関係に伴う各報告等の手続きについては、当該法・省令・条例に基づき、前項「2 建設リサイクル関係書類の作成について」により、次の各様式を用いて行うものとする。

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">説 明 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 - -) 電話番号 - - 住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 説明内容 添付資料のとおり 2. 添付資料 ① 説明書資料 ② 別紙 (該当工事に必要事項を記載したもの) ③ 工程表 (工事着手日及び工程の概略を記載したもの)</p>	<p>(様式1)</p> <p style="text-align: center;">説 明 書</p> <p style="text-align: center;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="margin-left: 40px;">氏名 (法人にあつては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 - -) 電話番号 - - 住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第12条第1項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり説明します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 説明内容 添付資料のとおり 2. 添付資料 ① 説明書資料 ② 別紙 (該当工事に必要事項を記載したもの) ③ 工程表 (工事着手日及び工程の概略を記載したもの)</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																																																																																																																												
(様式1-1) <h2 style="margin: 20px 0;">説明書資料</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">工事 の 内 容</td><td style="width: 15%;">工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>工事の場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td rowspan="4">工事の概要</td><td>工事の種類</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事</td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1</td></tr> <tr><td colspan="4">工事の規模</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</td></tr> <tr><td colspan="4">用途 階数 請負代金 万円 (税込)</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)</td></tr> <tr><td colspan="2">工 期</td><td colspan="3">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">工事着手予定日 : 平成 年 月 日</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">請負者</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td style="text-align: center;">- - (内線)</td><td style="text-align: center;">) F A X</td><td style="text-align: center;">- -</td></tr> <tr><td colspan="2">※受付番号:</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="4">注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)</td></tr> </table> </div>	工事 の 内 容	工事の名称				工事の場所				工事の概要	工事の種類			<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事			<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの			<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1			工事の規模				建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²				建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²				建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの				用途 階数 請負代金 万円 (税込)				建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)				工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					工事着手予定日 : 平成 年 月 日			請負者	会社名				所在地				電話番号	- - (内線)) F A X	- -	※受付番号:					注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)				(様式1-1) <h2 style="margin: 20px 0;">説明書資料</h2> <div style="border: 1px solid black; padding: 5px; margin: 10px 0;"> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td rowspan="7" style="width: 10%; text-align: center; vertical-align: middle;">工事 の 内 容</td><td style="width: 15%;">工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>工事の場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td rowspan="4">工事の概要</td><td>工事の種類</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事</td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</td></tr> <tr><td colspan="3"><input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1</td></tr> <tr><td colspan="4">工事の規模</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m²</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</td></tr> <tr><td colspan="4">用途 階数 請負代金 万円 (税込)</td></tr> <tr><td colspan="4">建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)</td></tr> <tr><td colspan="2">工 期</td><td colspan="3">平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td></tr> <tr><td colspan="2"></td><td colspan="3">工事着手予定日 : 平成 年 月 日</td></tr> <tr><td rowspan="3" style="text-align: center; vertical-align: middle;">請負者</td><td>会社名</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>所在地</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>電話番号</td><td style="text-align: center;">- - (内線)</td><td style="text-align: center;">) F A X</td><td style="text-align: center;">- -</td></tr> <tr><td colspan="2">※受付番号:</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td colspan="4">注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)</td></tr> </table> </div>	工事 の 内 容	工事の名称				工事の場所				工事の概要	工事の種類			<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事			<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの			<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1			工事の規模				建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²				建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²				建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの				用途 階数 請負代金 万円 (税込)				建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)				工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日					工事着手予定日 : 平成 年 月 日			請負者	会社名				所在地				電話番号	- - (内線)) F A X	- -	※受付番号:					注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)			
工事 の 内 容		工事の名称																																																																																																																																																											
		工事の場所																																																																																																																																																											
		工事の概要	工事の種類																																																																																																																																																										
			<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事																																																																																																																																																										
			<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの																																																																																																																																																										
			<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1																																																																																																																																																										
	工事の規模																																																																																																																																																												
建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²																																																																																																																																																													
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²																																																																																																																																																													
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの																																																																																																																																																													
用途 階数 請負代金 万円 (税込)																																																																																																																																																													
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)																																																																																																																																																													
工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																											
		工事着手予定日 : 平成 年 月 日																																																																																																																																																											
請負者	会社名																																																																																																																																																												
	所在地																																																																																																																																																												
	電話番号	- - (内線)) F A X	- -																																																																																																																																																									
※受付番号:																																																																																																																																																													
注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)																																																																																																																																																													
工事 の 内 容	工事の名称																																																																																																																																																												
	工事の場所																																																																																																																																																												
	工事の概要	工事の種類																																																																																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事																																																																																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの																																																																																																																																																											
		<input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 () 注1																																																																																																																																																											
	工事の規模																																																																																																																																																												
建築物に係る解体工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²																																																																																																																																																													
建築物に係る新築又は増築の工事 用途 階数 工事対象床面積 m ²																																																																																																																																																													
建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの																																																																																																																																																													
用途 階数 請負代金 万円 (税込)																																																																																																																																																													
建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 請負代金 万円 (税込)																																																																																																																																																													
工 期		平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																																																																																																																																											
		工事着手予定日 : 平成 年 月 日																																																																																																																																																											
請負者	会社名																																																																																																																																																												
	所在地																																																																																																																																																												
	電話番号	- - (内線)) F A X	- -																																																																																																																																																									
※受付番号:																																																																																																																																																													
注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例：舗装、築堤、土地改良等)																																																																																																																																																													

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

(様式1-2 (様式1の別紙))

別紙

建築物の解体工事

建築物の構造		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法	
①建盤設備・内装材等 ②屋根ふき材 ③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他 内装材に木材が含まれる場合 建築物に用いられた建設資材の量の見込 廃棄物発生見込量		<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他		①建盤設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		分別解体等の方法 ①建盤設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ①の工程における木材の分別に処理となる建設資材の事前の取り外し ①可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 不可能の場合の理由	
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	
		(注) ①建盤設備・内装材等		②屋根ふき材		③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他	

建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用する特定建設資材の種類		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法	
<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト <input type="checkbox"/> 木材 ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建盤設備・内装等 ⑥その他 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 (注) ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建盤設備・内装等 ⑥その他		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト <input type="checkbox"/> 木材		①造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤建盤設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		分別解体等の方法(解体工事のみ) ①仮設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	

建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)

工作物の構造(解体工事のみ)		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法(解体工事のみ)	
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ) (注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他		①仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		分別解体等の方法(解体工事のみ) ①仮設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	

県 新請負必携 (H29)

(様式1-2 (様式1の別紙))

別紙

建築物の解体工事

建築物の構造		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法	
<input type="checkbox"/> 木造 <input type="checkbox"/> 鉄骨鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> 鉄骨造 <input type="checkbox"/> コンクリートブロック造 <input type="checkbox"/> その他		①建盤設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他 内装材に木材が含まれる場合 建築物に用いられた建設資材の量の見込 廃棄物発生見込量		分別解体等の方法 ①建盤設備・内装材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②屋根ふき材の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③外装材・上部構造部分の取り外し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④基礎・基礎ぐいの取り壊し <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ①の工程における木材の分別に処理となる建設資材の事前の取り外し ①可 <input type="checkbox"/> 不可 <input type="checkbox"/> 不可能 <input type="checkbox"/> 不可能の場合の理由			
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	
		(注) ①建盤設備・内装材等		②屋根ふき材		③外装材・上部構造部分 ④基礎・基礎ぐい ⑤その他	

建築物の新築・増築工事、建築物の修繕・模様替等工事

使用する特定建設資材の種類		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法	
<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト <input type="checkbox"/> 木材 ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建盤設備・内装等 ⑥その他 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込並びに特定建設資材が使用される建築物の部分及び特定建設資材廃棄物の発生が見込まれる建築物の部分 (注) ①造成等 ②基礎・基礎ぐい ③上部構造部分・外装 ④屋根 ⑤建盤設備・内装等 ⑥その他		<input type="checkbox"/> コンクリート <input type="checkbox"/> コンクリート及び鉄から成る建設資材 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト <input type="checkbox"/> 木材		①造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤建盤設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		分別解体等の方法(解体工事のみ) ①仮設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	

建築物以外の工作物の工事 (土木工事等)

工作物の構造(解体工事のみ)		工 程		作 業 内 容		分別解体等の方法(解体工事のみ)	
<input type="checkbox"/> 鉄筋コンクリート造 <input type="checkbox"/> その他 ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他 特定建設資材廃棄物の種類ごとの量の見込(全工事)並びに特定建設資材が使用される工作物の部分(新築・維持・修繕工事のみ)及び特定建設資材の発生が見込まれる工作物の部分(維持・修繕・解体工事のみ) (注) ①仮設 ②土工 ③基礎 ④本体構造 ⑤本体付属品 ⑥その他		<input type="checkbox"/> 新築工事 <input type="checkbox"/> 維持・修繕工事 <input type="checkbox"/> 解体工事 <input type="checkbox"/> 電気 <input type="checkbox"/> 水道 <input type="checkbox"/> ガス <input type="checkbox"/> 下水道 <input type="checkbox"/> 鉄道 <input type="checkbox"/> 電話 <input type="checkbox"/> その他		①仮設工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無		分別解体等の方法(解体工事のみ) ①仮設 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ②土工 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ③基礎 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ④本体構造の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑤本体付属品の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無 ⑥その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	
		種類		量の見込		発生が見込まれる部分又は使用する部分(注)	
		<input type="checkbox"/> コンクリート塊 <input type="checkbox"/> アパルト・ユカト塊 <input type="checkbox"/> 建設発生木材		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤		① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤ ① ② ③ ④ ⑤	

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(様式 2-1)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面
(建築物に係る解体工事中)

(様式 2-1)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面
(建築物に係る解体工事中)

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

1 分別解体等の方法

工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
	①建設設備・内装材等	建設設備・内装材の取外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	②屋根ふき材	屋根ふき材の取外し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用 併用の場合の理由 ()
	③外装材・上部構造部分	外装材・上部構造部分の取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤その他 ()	その他の取壊し □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていればよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(様式 2-2)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面
(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

法第 13 条及び省令第 4 条に基づく書面
(建築物に係る新築工事等(新築・増築・修繕・模様替)用)

1 分別解体等の方法

1 分別解体等の方法

工 程 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

工 程 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
工 程 ご と の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①造成等	造成等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	②基礎・基礎ぐい	基礎・基礎ぐいの工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	③上部構造部分・外装	上部構造部分・外装の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	④屋根	屋根の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑤建築設備・内装等	建築設備・内装等の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 <input type="checkbox"/> 有 <input type="checkbox"/> 無	<input type="checkbox"/> 手作業 <input type="checkbox"/> 手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

2 解体工事に要する費用

なし

なし

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていれぱよい)
別紙のとおり

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていれぱよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

(様式2-3)

法第13条及び省令第4条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

(様式2-3)

法第13条及び省令第4条に基づく書面
(建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等(土木工事等)用)

1 分別解体等の方法

工程ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

1 分別解体等の方法

工程ごと の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	工 程	作 業 内 容	分別解体等の方法
の 作 業 内 容 及 び 解 体 方 法	①仮設	仮設工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	②土木	土工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	③基礎	基礎工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	④本体構造	本体構造の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑤本体付属品	本体付属品の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用
	⑥その他 ()	その他の工事 □有 □無	□手作業 □手作業・機械作業の併用

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

2 解体工事に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていれぱよい)
別紙のとおり

3 再資源化等をするための施設の名称及び所在地
(特定建設資材廃棄物について記載されていれぱよい)
別紙のとおり

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

4 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要する費用

請負代金額のうち 円
(取引に係る消費税及び地方消費税の額を含む)

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																																																							
<p>(様式 2 - 4)</p> <p>(法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面の裏紙)</p> <p>別紙</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">特定建設資材廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">施設の名称</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																								<p>(様式 2 - 4)</p> <p>(法 13 条及び省令第 4 条に基づく書面の裏紙)</p> <p>別紙</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th style="text-align: center; width: 33%;">特定建設資材廃棄物の種類</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">施設の名称</th> <th style="text-align: center; width: 33%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																										
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																						
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																																																																																						

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																			
<p>(様式3)</p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>知事 市長 殿</p> <p>(工事発注者) 発注者職氏名: _____ 印</p> <p>住 所: _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第11条の規定により、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">連絡先</td> <td>所 属 名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>担当者職氏名</td> <td></td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td></td> </tr> <tr> <td rowspan="10" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">工事の内容</td> <td>工 事 の 名 称</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 場 所</td> <td></td> </tr> <tr> <td>工 事 の 概 要</td> <td> 工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (_____) 注1 </td> </tr> <tr> <td>工 事 の 規 模</td> <td></td> </tr> <tr> <td>建築物に係る解体工事</td> <td>用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²</td> </tr> <tr> <td>建築物に係る新築又は増築の工事</td> <td>用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m²</td> </tr> <tr> <td>建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの</td> <td>用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____ 万円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等</td> <td>請負代金 _____ 万円 (税込)</td> </tr> <tr> <td>工 期</td> <td>平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td></td> <td>工事着手予定日 : 平成 年 月 日</td> </tr> <tr> <td rowspan="3" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">請負者</td> <td>会 社 名</td> <td>_____ 現場代理人氏名 _____</td> </tr> <tr> <td>所 在 地</td> <td>〒 _____</td> </tr> <tr> <td>電 話 番 号</td> <td>_____ (内線) _____ FAX _____</td> </tr> </table> <p>※受付番号: _____</p> <p>注1) 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等の場合は、工事の具体的な種類を記入する。 (例: 舗装、築堤、土地改良等)</p>	連絡先	所 属 名		担当者職氏名		電 話 番 号		工事の内容	工 事 の 名 称		工 事 の 場 所		工 事 の 概 要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (_____) 注1	工 事 の 規 模		建築物に係る解体工事	用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ²	建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ²	建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____ 万円 (税込)	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 _____ 万円 (税込)	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日		工事着手予定日 : 平成 年 月 日	請負者	会 社 名	_____ 現場代理人氏名 _____	所 在 地	〒 _____	電 話 番 号	_____ (内線) _____ FAX _____	<p>(様式3)</p> <p style="text-align: right;">〇〇(〇〇)第〇〇〇〇号 平成〇〇年〇〇月〇〇日</p> <p>知事 様 市長 様</p> <p style="text-align: right;">兵庫県〇〇県民局長 (〇〇土木事務所)</p> <p style="text-align: center;">通 知 書</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 11 条の規定により、平成〇〇年〇〇月〇〇日に工事着工しますので、下記のとおり通知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>【添付資料】 再生資源利用計画書、再生資源利用促進計画書</p> <p>【問い合わせ先】 兵庫県〇〇県民局〇〇土木事務所〇〇課〇〇〇〇 (住所)兵庫県〇〇市〇〇町〇番〇号 (TEL)000-000-0000 (FAX)000-000-0000</p>
連絡先		所 属 名																																		
		担当者職氏名																																		
	電 話 番 号																																			
工事の内容	工 事 の 名 称																																			
	工 事 の 場 所																																			
	工 事 の 概 要	工事の種類 <input type="checkbox"/> 建築物に係る解体工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築又は増築の工事 <input type="checkbox"/> 建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの <input type="checkbox"/> 建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等 (_____) 注1																																		
	工 事 の 規 模																																			
	建築物に係る解体工事	用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ²																																		
	建築物に係る新築又は増築の工事	用途 _____ 階数 _____ 工事対象床面積 _____ m ²																																		
	建築物に係る新築工事等であって新築又は増築の工事に該当しないもの	用途 _____ 階数 _____ 請負代金 _____ 万円 (税込)																																		
	建築物以外のものに係る解体工事又は新築工事等	請負代金 _____ 万円 (税込)																																		
	工 期	平成 年 月 日 ~ 平成 年 月 日																																		
		工事着手予定日 : 平成 年 月 日																																		
請負者	会 社 名	_____ 現場代理人氏名 _____																																		
	所 在 地	〒 _____																																		
	電 話 番 号	_____ (内線) _____ FAX _____																																		

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

様式4-1 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用 一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版一

様式4-1 再生資源利用計画書 一建設資材搬入工事用 一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第11条通知別表」対応版一

1. 工事概要

発注機関名	建設事務所	発注者名	建設事務所	発注者代表者	建設事務所長
発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX	建設事務所	〒111-0000 東京都千代田区千代田
工事名	〇〇〇〇〇〇	発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX
工事種別	〇〇〇〇	発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX

1. 工事概要

発注機関名	建設事務所	発注者名	建設事務所	発注者代表者	建設事務所長
発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX	建設事務所	〒111-0000 東京都千代田区千代田
工事名	〇〇〇〇〇〇	発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX
工事種別	〇〇〇〇	発注者住所	〒111-0000 東京都千代田区千代田	TEL	03-XXXX-XXXX

2. 建設資材利用計画

建設資材	建設資材の名称	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量
コンクリート	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
鉄骨	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
鋼材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
木材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
石膏ボード	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
断熱材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇

2. 建設資材利用計画

建設資材	建設資材の名称	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量	建設資材の単位	建設資材の数量
コンクリート	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
鉄骨	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
鋼材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
木材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
石膏ボード	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
断熱材	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇
その他	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇	トン	〇〇〇〇

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量 建設資材の名称(建設リサイクル法第11条通知別表) 建設資材の単位 建設資材の数量

表面に記入下さい

表面に記入下さい

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

様式4-2 再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-

様式4-2 再生資源利用促進計画書 -建設副産物搬出工事用-

1.工事概要 表裏(様式1)に必ず記入下さい。 □ 灰色の部分、記入する必要はありません。

1.工事概要 表裏(様式1)に必ず記入下さい。 □ 灰色の部分、記入する必要はありません。

2.建設副産物搬出計画

2.建設副産物搬出計画

建設副産物の種類	1.発生箇所	①発生箇所			建設年度	2.建設年度			建設年度	3.建設年度			建設年度	4.建設年度			建設年度	建設年度	建設年度
		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量			
コンクリート	建設現場	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

建設副産物の種類	1.発生箇所	①発生箇所			建設年度	2.建設年度			建設年度	3.建設年度			建設年度	4.建設年度			建設年度	建設年度	建設年度
		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量		場所	時期	発生量			
コンクリート	建設現場	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	100	

【建設副産物の種類】
 1.発生箇所
 2.建設年度
 3.建設年度
 4.建設年度
 5.建設年度

【建設副産物の種類】
 1.発生箇所
 2.建設年度
 3.建設年度
 4.建設年度
 5.建設年度

裏面

裏面

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)
<p>(様式 5)</p> <p style="text-align: center;">告 知 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(下請負人) _____ 様</p> <p style="margin-left: 40px;"> <small>氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)</small> <small>(郵便番号 -) 電話番号 - -</small> <small>住所</small> </p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 説明内容 添付資料のとおり</p> <p>2. 添付資料</p> <p style="margin-left: 20px;">①通知書写し</p> <p style="margin-left: 20px;">②別紙 (説明書に添付したもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">③工程表 (説明書に添付したもの)</p>	<p>(様式 5)</p> <p style="text-align: center;">告 知 書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(下請負人) _____ 様</p> <p style="margin-left: 40px;"> <small>氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名)</small> <small>(郵便番号 -) 電話番号 - -</small> <small>住所</small> </p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 12 条第 2 項の規定により、対象建設工事の届出に係る事項について下記のとおり告知します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 説明内容 添付資料のとおり</p> <p>2. 添付資料</p> <p style="margin-left: 20px;">①通知書写し</p> <p style="margin-left: 20px;">②別紙 (説明書に添付したもの)</p> <p style="margin-left: 20px;">③工程表 (説明書に添付したもの)</p>

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

様式6-1 再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H20建設副産物調査票」対応版

1. 工事概要 **表面** 灰色の部分は、記入する必要があります。

発注機関名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名
〒	〒	〒	〒	〒	〒
TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX
TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX

工事名	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他

2. 建設資材利用実施 注：コード4～9は下欄のコード表より数字を選んで下さい。

建設資材	品名	規格	数量	再生資源の供給元施設、工事等の名称	再生資源の供給元施設等	再生資源の種類	再生資源の供給元施設等	再生資源の種類	再生資源の供給元施設等
コンクリート	コンクリート	コンクリート	10000			再生資源			
鉄筋	鉄筋	鉄筋	10000			再生資源			
木材	木材	木材	10000			再生資源			
その他	その他	その他	10000			再生資源			

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

県 新請負必携 (H29)

様式6-1 再生資源利用実施書 一建設資材搬入工事用一「建設リサイクルガイドライン」、「建設リサイクル法第18条再生資源化報告」、「H20建設副産物調査票」対応版

1. 工事概要 **表面** 灰色の部分は、記入する必要があります。

発注機関名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名	発注担当者名
〒	〒	〒	〒	〒	〒
TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX
TEL	FAX	TEL	FAX	TEL	FAX

工事名	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事	建設資材搬入工事
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他
工事種別	新築	増築	改修	解体	その他

2. 建設資材利用実施 注：コード4～9は下欄のコード表より数字を選んで下さい。

建設資材	品名	規格	数量	再生資源の供給元施設、工事等の名称	再生資源の供給元施設等	再生資源の種類	再生資源の供給元施設等	再生資源の種類	再生資源の供給元施設等
コンクリート	コンクリート	コンクリート	10000			再生資源			
鉄筋	鉄筋	鉄筋	10000			再生資源			
木材	木材	木材	10000			再生資源			
その他	その他	その他	10000			再生資源			

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

注：再生資源の種類は、再生資源の種類を記入して下さい。

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

様式6-2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

様式6-2 再生資源利用促進実施書 一建設副産物搬出工事用一

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要があります。

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に構成を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

1. 工事概要 表面(様式1)に必ずご記入下さい

灰色の部分は、記入する必要があります。

建設工事において、解体と新築工事を一体的に施工する場合、解体分と新築分の数量を区分し、それぞれ別に構成を作成して下さい。

裏面

2. 建設副産物搬出実施

Table with 14 columns: 建設副産物の種類, 建設副産物の性状, 発生箇所, 搬出先場所, 搬出先場所住所, 必要搬出数量, 処理方法, 処理施設, 処理施設住所, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類.

建設副産物の性状: 1. 性状(材質) 2. 性状(形状) 3. 性状(色) 4. 性状(重量) 5. 性状(体積) 6. 性状(その他) 7. 性状(その他) 8. 性状(その他)

Table with 14 columns: 建設副産物の種類, 建設副産物の性状, 発生箇所, 搬出先場所, 搬出先場所住所, 必要搬出数量, 処理方法, 処理施設, 処理施設住所, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類, 処理施設の種類.

建設副産物の性状: 1. 性状(材質) 2. 性状(形状) 3. 性状(色) 4. 性状(重量) 5. 性状(体積) 6. 性状(その他) 7. 性状(その他) 8. 性状(その他)

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

県 新請負必携 (H29)

様式 7

様式 7

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

リサイクル阻害要因説明書

発注機関名	
工 事 名	
工 事 概 要	

I. 建設資材利用計画

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[100 %]	[100 %]	[100 %]
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減少した			
再生材の規格が仕様に適合しなくなった			
その他(下の括弧内に記入)			

I. 建設資材利用計画

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	土 砂	砕 石	アスファルト混合物
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[100 %]	[100 %]	[100 %]
再生材の供給場所がなくなった			
再生材の供給量が減少した			
再生材の規格が仕様に適合しなくなった			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

その他

II. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[90 %]	[概ね100%]	[概ね100%]
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

II. 建設副産物搬出計画・実績

1. 建設発生土、コンクリート塊、アスファルト・コンクリート塊

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	建設発生土	コンクリート塊	アスファルト・コンクリート塊
	(%)	(%)	(%)
	[%]	[%]	[%]
計画書に比べて10%以上下がった理由	[90 %]	[概ね100%]	[概ね100%]
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

その他

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(%)	(%)	
	[%]	[%]	
計画書に比べて10%以上下がった理由	【 95 %】	【 95%以上 】	
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

県 新請負必携 (H29)

2. 建設汚泥、建設発生木材、建設混合廃棄物

【 】内:目標値、[]内:計画値、()内:達成値	建設汚泥	建設発生木材	建設混合廃棄物
	(%)	(%)	
	[%]	[%]	
計画書に比べて10%以上下がった理由	【 95 %】	【 95%以上 】	
再利用予定の現場がなくなった(工期の変更を含む)			
再利用できる現場の要求する規格に適合しなかった			
有害物質が混入していた			
再資源化施設がなくなった			
再資源化施設の受入容量が減少した			
その他(下の括弧内に記入)			

その他

注) それぞれの品目で、再生資源利用率又は再生資源利用促進率が計画書に比べて10%以上下がった場合(建設混合廃棄物については、再資源化・縮減率が0%の場合)は、該当品目の理由の欄に○印を付ける。
理由の欄に該当するものがない場合には、「その他」の欄に丸印を付け、下の括弧内に具体的に記述する。

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																														
<p>(様式 8)</p> <p style="text-align: center;">再資源化等報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="text-align: center;">氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 -) 電話番号 - - 住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事の名称 _____</p> <p>2. 工事の場所 _____</p> <p>3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日</p> <p>4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">特定建設資材廃棄物の種類</th> <th style="width: 33%;">施設の名称</th> <th style="width: 33%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み) (参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など <input type="checkbox"/> 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの) <input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地													<p>(様式 8)</p> <p style="text-align: center;">再資源化等報告書</p> <p style="text-align: right;">平成 年 月 日</p> <p>(発注者) _____ 様</p> <p style="text-align: center;">氏名 (法人にあっては商号又は名称及び代表者の氏名) (郵便番号 -) 電話番号 - - 住所 _____</p> <p>建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律第 18 条第 1 項の規定により、下記のとおり特定建設資材廃棄物の再資源化等が完了したことを報告します。</p> <p style="text-align: center;">記</p> <p>1. 工事の名称 _____</p> <p>2. 工事の場所 _____</p> <p>3. 再資源化等が完了した年月日 平成 年 月 日</p> <p>4. 再資源化等をした施設の名称及び所在地 (書ききれない場合は別紙に記載)</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse; margin-top: 10px;"> <thead> <tr> <th style="width: 33%;">特定建設資材廃棄物の種類</th> <th style="width: 33%;">施設の名称</th> <th style="width: 33%;">所在地</th> </tr> </thead> <tbody> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> <tr><td> </td><td> </td><td> </td></tr> </tbody> </table> <p>5. 特定建設資材廃棄物の再資源化等に要した費用 _____ 万円 (税込み) (参考資料を添付する場合の添付資料) ※資源有効利用促進法に定められた一定規模以上の工事の場合など <input type="checkbox"/> 再生資源利用実施書 (必要事項を記載したもの) <input type="checkbox"/> 再生資源利用促進実施書 (必要事項を記載したもの)</p>	特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地												
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																													
特定建設資材廃棄物の種類	施設の名称	所在地																													

土木工事請負必携 新旧対照表

県 現行請負必携 (H26)	県 新請負必携 (H29)																																																																																																																														
<p>(様式 9)</p> <p style="text-align: center;">建設資材廃棄物引渡完了報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様 注文者 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話 () - 番</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>解体工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>解体工事の場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>建築物等の構造</td><td>解体工事対象床面積</td><td colspan="2" style="text-align: right;">㎡</td></tr> <tr><td>解体工事の請負代金</td><td>引渡完了年月日</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>建設資材廃棄物の処理費用</td><td>運搬費</td><td>処分費</td><td>合計</td></tr> <tr><td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建設資材廃棄物の種類</td><td rowspan="3">木くず</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">がれき類(コンクリートくず)</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">がれき類(アスファルトくず)</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">金属くず</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3"></td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3"></td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> </table> <p>注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。</p> <p>2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。</p>	解体工事の名称				解体工事の場所				建築物等の構造	解体工事対象床面積	㎡		解体工事の請負代金	引渡完了年月日			建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計	建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		金属くず	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量			搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量			搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		<p>(様式 9)</p> <p style="text-align: center;">建設資材廃棄物引渡完了報告書</p> <p style="text-align: center;">年 月 日</p> <p>兵庫県知事 様 注文者 様</p> <p style="text-align: right;">報告者 住所 (法人にあっては、主たる事務所の所在地)</p> <p style="text-align: right;">氏名 (法人にあっては、名称及び代表者の氏名)</p> <p style="text-align: right;">電話 () - 番</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr><td>解体工事の名称</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>解体工事の場所</td><td colspan="3"></td></tr> <tr><td>建築物等の構造</td><td>解体工事対象床面積</td><td colspan="2" style="text-align: right;">㎡</td></tr> <tr><td>解体工事の請負代金</td><td>引渡完了年月日</td><td colspan="2"></td></tr> <tr><td>建設資材廃棄物の処理費用</td><td>運搬費</td><td>処分費</td><td>合計</td></tr> <tr><td rowspan="12" style="writing-mode: vertical-rl; text-orientation: upright;">建設資材廃棄物の種類</td><td rowspan="3">木くず</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">がれき類(コンクリートくず)</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">がれき類(アスファルトくず)</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3">金属くず</td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3"></td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> <tr><td rowspan="3"></td><td>搬出先事業場の名称</td><td></td></tr> <tr><td>搬出先事業場の所在地</td><td></td></tr> <tr><td>引渡量</td><td></td></tr> </table> <p>注 1 「解体工事対象床面積」の欄には、建築物の解体工事の場合において、当該解体工事に係る部分の床面積を記入してください。</p> <p>2 木くず、がれき類(コンクリートくず)、がれき類(アスファルトくず)及び金属くず以外の建設資材廃棄物については、「建設資材廃棄物の種類」の欄に当該建設資材廃棄物の種類を記入してください。</p>	解体工事の名称				解体工事の場所				建築物等の構造	解体工事対象床面積	㎡		解体工事の請負代金	引渡完了年月日			建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計	建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量		金属くず	搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量			搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量			搬出先事業場の名称		搬出先事業場の所在地		引渡量	
解体工事の名称																																																																																																																															
解体工事の場所																																																																																																																															
建築物等の構造	解体工事対象床面積	㎡																																																																																																																													
解体工事の請負代金	引渡完了年月日																																																																																																																														
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計																																																																																																																												
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	金属くず	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	搬出先事業場の名称																																																																																																																														
	搬出先事業場の所在地																																																																																																																														
	引渡量																																																																																																																														
	搬出先事業場の名称																																																																																																																														
	搬出先事業場の所在地																																																																																																																														
	引渡量																																																																																																																														
解体工事の名称																																																																																																																															
解体工事の場所																																																																																																																															
建築物等の構造	解体工事対象床面積	㎡																																																																																																																													
解体工事の請負代金	引渡完了年月日																																																																																																																														
建設資材廃棄物の処理費用	運搬費	処分費	合計																																																																																																																												
建設資材廃棄物の種類	木くず	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	がれき類(コンクリートくず)	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	がれき類(アスファルトくず)	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	金属くず	搬出先事業場の名称																																																																																																																													
		搬出先事業場の所在地																																																																																																																													
		引渡量																																																																																																																													
	搬出先事業場の名称																																																																																																																														
	搬出先事業場の所在地																																																																																																																														
	引渡量																																																																																																																														
	搬出先事業場の名称																																																																																																																														
	搬出先事業場の所在地																																																																																																																														
	引渡量																																																																																																																														